水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について

平成22年3月26日 21水港第2630号 最終改正 平成25年5月16日 24水港第3407号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年3月26日付21水港第2631号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)の別表1に掲げる事業とする。

第2 事業の内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の内容等は以下のとおりとする。

- 1 離島漁業再生支援交付金
- (1) 対象地域
 - ア 対象地域
 - (ア) 実施要領第2の2の(3)の「対象地域」は、平成22年4月1日現在の、 実施要領第2の2の(3)のアの(ア)から(エ)までに掲げる地域(以下 「4法地域」という。)、航路距離及び平水区域を基準とする。
 - (イ) 平成22年4月1日以降、4法地域及び平水区域の見直しにより、追加若しくは解除又は変更になった地域の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - a 新たに実施要領第2の2の(3)のアの地域(以下「一般離島」という。) に該当することとなった地域は、当該年度から一般離島とする。
 - b 新たに実施要領第2の2の(3)のイの地域(以下「特認離島」という。) の地理的要件に合致することとなった地域は、都道府県知事が特認離島に 該当すると認めた場合に限り、当該年度から特認離島とする。
 - c 平成22年4月1日時点で指定の解除の予定があって、その結果、対象 地域に該当しないこととなる地域については、解除年度の翌年度以降、対 象としない。
 - d 平成22年4月1日時点で指定の解除の予定がない地域であって、離島 漁業再生支援交付金(以下1において「交付金」という。)による事業を 実施している地域については、解除年度以降も、対象地域とみなすことが できる。

イ 特認離島について

- (ア) 都道府県知事は、特認離島の認定に当たっては、別記1を参考にして、客 観的なデータを基に、審査認定を行うものとする。
- (イ)都道府県知事は、認定前に、「○○県における特認離島の認定について(協議)(参考様式第1号)」に必要なデータを添付し、水産庁長官に協議する。

協議を受けた水産庁長官は、必要に応じ、各都道府県と調整を行うものとする。また、水産庁長官は、調整結果を、「〇〇県における特認離島の認定について(通知)(参考様式第2号)」により都道府県知事に通知する。

ただし、前対策(第一期交付金(平成17~21年度))で認定された特認離島については、この限りではない。

(ウ) 都道府県知事は、特認離島を認定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

ウその他

- (ア)「本土」とは、北海道、本州、四国及び九州をいう。
- (イ)「航路距離」とは、離島と本土又は本土と架橋により結ばれている地域と の最短航路の距離をいう。
- (2) 市町村離島漁業集落活動促進計画(以下「促進計画」という。)
 - ア 促進計画の策定単位

促進計画は、原則として市町村を単位として策定するものとする。ただし、 一つの市町村の中に複数の離島又は異なる海域が存在する場合は、離島又は海 域ごとに促進計画を策定してもよいものとする。

イ 促進計画の内容

促進計画の内容については、次の事項を参考に記載する。

- (ア) 実施要領第2の2の(4)のアの(ア)の「趣旨」については、市町村の現況、交付金を実施する意義、促進計画に定める項目等について記載する。
- (イ) 実施要領第2の2の(4)のアの(イ)の「対象区域、漁業集落及び地域 の漁業の現状」については、実施要領第2の2の(3)のうち、当該市町村 に該当する対象区域(一般・特認の区別、平水区域内外の区別及び航路距離 を付記)、漁業集落及び地域の漁業の現状について記載する。
- (ウ) 実施要領第2の2の(4)のアの(ウ)の「漁業の振興方向に関する目標」については、集落人口、漁業世帯数、漁業経営体数、漁業就業者数、主業的漁家数、漁業生産量、のべ操業日数、漁業生産額、平均漁家所得及び漁場管理活動の回数等定量的指標の中から選択した指標により、適切な目標を設定し、目標達成のために必要な漁業再生に向けた取組の方向性等について記載する。
- (エ) 実施要領第2の2の(4)のアの(エ)の「集落協定の共通事項」については、実施要領第2の2の(4)のアの(ウ)で定めた目標を達成するために、対象漁業集落が集落協定において特に定めるべき事項について記載する。
- (オ) 実施要領第2の2の(4)のアの(オ)の「集落相互間の連携」については、集落協定の自立的かつ継続的な漁業再生活動の体制整備に資するため、 市町村が行う対象漁業集落間の連携支援等について記載する。
- (カ) 実施要領第2の2の(4)のアの(カ)の「関係機関との連携」については、市町村及び対象漁業集落と関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合等の関係機関との連携及び連絡体制について記載する。
- (キ) 実施要領第2の2の(4)のアの(キ)の「交付金の使用方法」について

は、地域の実情を踏まえ、市町村が望ましいと考える使用方法について記載する。

また、対象漁業集落への交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動(漁業再生活動のうち対象漁業集落の構成員が共同で取り組む活動をいう。以下同じ。)に充てることが望ましい旨を記載する。

- (ク) 実施要領第2の2の(4)のアの(ク)の「交付金の返還等」については、実施要領第2の2の(5)のオに基づき記載する。
- (ケ) 実施要領第2の2の(4)のアの(ケ)の「集落協定の認定期限」については、地域の実情を踏まえ、市町村が望ましいと考える認定期限について記載する。
- (コ) 実施要領第2の2の(4)のアの(コ)の「実施状況の公表」については、 公表内容等について記載する。
- (サ) 実施要領第2の2の(4)のアの(サ)の「その他必要な事項」については、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める実施要領第2の2の(4)のアの(ア)から(コ)まで以外の事項について記載する。

ウ促進計画の認定

- (ア) 市町村長は、「市町村離島漁業集落活動促進計画認定(変更)申請書(参考様式第3号)」に「○○市(町村)離島漁業集落活動促進計画(参考様式第4号)」を添付の上、都道府県知事が認める場合を除き、当該年度の4月30日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (イ)促進計画の提出を受けた都道府県知事は、対象地域、漁業集落等の記載内容について審査し、適正であると認められる場合は、「市町村離島漁業集落活動促進計画の認定について(参考様式第5号)」により市町村長に通知する。

(3) 対象漁業集落

- ア 実施要領第2の2の(5)のアの(ア)の「代表者の定めがあり、かつ組織 及び運営についての規約」(以下「規約」という。)は、「○○漁業集落規約(参 考様式第6号)」を参考に作成する。
- イ 参加集落全体で実施要領第2の2の(5)のアの要件を満たしている複数の 集落で構成された地区を一つの対象漁業集落とみなすことができる。

(4)集落協定

ア 集落協定の内容等

- (ア) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。
 - a 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のbの「構成員」については、 対象漁業集落の全構成員の氏名を記載する。
 - b 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のbの「漁業世帯」については、 年間30日以上の漁業活動を行う者を有する世帯であって、以下のいずれ かの要件を満たしている漁業世帯とする。
 - (a) 対象地域内に居住している。

- (b) 対象地域内の港湾・漁港を利用している。
- (c) 対象地域地先の共同漁業権を行使できる。

なお、漁業世帯については、複数の対象漁業集落の協定対象漁業世帯と なることはできないものとする。

- c 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のbの「集落協定の管理体制」 については、代表者、書記、会計、監査役等の役割分担を記載する。
- d 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のcの「計画期間」については、 集落協定を締結した日から5年間の期間を記載する。
- e 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のdの「対象漁業集落の地区及び対象とする海域」については、岬、灯台、海岸線の区域、沖出しの長さ等を用いて具体的に記載するとともに、海域の図を添付する。ただし、海域の図によって海域の特定が十分になされていれば、記載を省略することができる。
- f 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のeの「対象漁業集落の目標」 については、促進計画で定めた市町村の目標と同じ指標を用いて対象漁業 集落の目標を記載する。
- g 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のfの「対象漁業集落の漁業の現状と今後の方向」については、対象漁業集落の漁業の現状を踏まえた、 今後の対象とする海域の利用、漁場利用に関する新たな取組を記載する。
- h 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のgの「漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項」については、(a)から(i)の行為から集落の実態にあった取組を一つ以上(国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上。)記載する。
- (a) 種苗放流
- (b) 漁場の管理・改善
- (c) 産卵場・育成場の整備
- (d) 水質維持改善
- (e) 植樹・魚付き林の整備
- (f)海岸清掃
- (g)海底清掃
- (h) 漁場監視
- (i) その他
- i 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のhの「創意工夫を生かした取組に関する事項」については、創意工夫を生かした漁業生産・加工・流通・交流等に関する取組として、別記2を参考に集落の実態にあった取組を一つ以上(国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上)記載する。

なお、この場合、漁業者自らが取組を行い、集落内での普及・定着を目指すものであって、当該対象漁業集落にとって新規性を含んだ取組(当該集落内で一部行われているが普及・定着が十分でないもの、長期間行われ

ていない漁業・漁法の復元、従前の集落活動の改良・改善を含む。)であることが必要である。

- j 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のiの「交付金の使用方法」については、集落協定の管理体制における担当者の報酬、交付事務の委託料、漁業再生活動に要する経費等の支出について記載する。
- k 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のjの「連絡体制」については、 対象漁業集落の代表者及び副代表者等の連絡先について記載する。
- 1 実施要領第2の2の(5)のウの(ア)のkの「その他必要な事項」については、集落が集落の実情に応じて、集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。
- (イ)集落協定は、平成23年度以降に締結することもできる。また、集落協定 を締結した複数の対象漁業集落が、次年度以降にこれらの集落協定を包含し た集落協定を新たに締結することもできる(この場合でも交付金の交付は、 平成26年度までとする。)。
- (ウ) 市町村は、協定による共同取組活動を通じて漁業再生を図るとの観点から、 対象漁業集落が交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充 て、外部への事業委託や次年度への繰越金が最少額になるよう指導する。

イ 集落協定の認定等

(ア) 実施要領第2の2の(5)のウの(ウ)の集落協定を策定又は変更する対象漁業集落は、「離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定(変更)申請書(参考様式第7号)」に「集落協定(参考様式第8号)」、「漁業集落規約(参考様式第6号)」及び協定対象漁業世帯から提出された「漁業所得調書(参考様式第9号)」を取りまとめたものを添付の上、対象漁業集落が存する市町村長に当該年度の市町村長が定めた期日までに提出する。

対象漁業集落が複数の市町村にまたがる場合は、対象漁業集落が存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村に提出する申請書の写しを添付する。

なお、「漁業集落規約(参考様式第6号)」及び「漁業所得調書(参考様式 第9号)」については、初めて認定を受けるときには必ず添付しなければな らないが、これ以外の場合には必要に応じて添付するものとする。

- (イ) 市町村長は、集落協定が促進計画に即していると認められるときは、対象 漁業集落の代表者に「離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定書(変 更認定書)(参考様式第10号)」により、協定受理後1ヵ月以内に通知する。
- (ウ) 集落協定の変更認定事項

実施要領第2の2の(5)のウの協定締結内容の変更に当たって、市町村 長の認定を要する事項は次のとおりとし、その他の事項については市町村長 への届出とする。

- a 協定対象漁業世帯数の変更
- b 目標の変更
- c 漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項の変更

d 集落の創意工夫を生かした取組に関する事項の変更

(5) 交付金の返還等

ア 実施要領第2の2の(5)のオの(ア)の「水産庁長官が別に定める基準」 とは、次に掲げるとおりとする。

(ア) 交付金の返還

- a 漁場の生産力の向上と利用に関する話合いが行われなかった場合は、対象漁業集落に対して交付した当該年度の全ての交付金を返還する。
- b 漁場の生産力の向上に関する取組が行われなかった場合は、対象漁業集 落に対して交付した当該年度の全ての交付金を返還する。
- c 集落の創意工夫を生かした取組が計画期間中に全く行われなかった場合は、対象漁業集落に対して交付した全ての交付金を協定認定年度に遡って返還する。
- d 集落協定に定められた取組の実施以外の目的に交付金が使用されている と認められる場合は、対象漁業集落に対して交付した当該年度の全ての交 付金を返還する。
- e 集落協定に定められた計画期間の終了時に、集落の預金口座等に交付金 の残金が生じている場合は、当該残金を返還する。

(イ) 交付金の減額

集落の創意工夫を生かした取組が行われない場合については、当該年度の 交付金の3/10を減額し交付する。ただし、集落の事業参加初年度にあっ ては、これを適用しない。

イ 返還等の免責事由

アにおいて、自然災害その他やむを得ない事由により、集落協定により計画 されている対象行為が実施されなかった場合には、交付金の返還又は減額を免 除することとする。ただし、災害等から復旧した場合を除き、当該対象漁業集 落については次年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

ウ 返還の手続き

- (ア) 市町村長は、アの(ア) の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者に 速やかに通知し、アの(ア) の措置に基づき、市町村長が交付した交付金を 返還させることとする。
- (イ) 市町村長は、集落協定代表者から返還された交付額のうち都道府県知事から交付された額を都道府県に返還するものとする。

エ 減額の手続き

- (ア) 市町村長は、アの(イ)の集落の創意工夫を生かした取組が行われない年度においては、当該年度内に当該集落協定代表者に通知し、アの(イ)の措置に基づき、減額交付するものとする。
- (イ) 市町村長は、減額分について、既に都道府県知事から交付を受けている場合には、減額分のうち都道府県知事から交付された額を都道府県に返還するものとする。

(6) 実施状況の報告

実施要領第2の2の(5)のカの実施状況の報告は、「離島漁業再生支援交付金実施状況報告書(参考様式第11号)」を市町村長に毎年度、市町村長が定めた期日までに提出するものとする。

なお、当該報告書の記載内容等については、別記3のとおりとする。

(7) 実施状況の確認

- ア 市町村長は、実施要領第2の2の(5)のキの「実施状況の確認」については、(6)の報告書等の書類審査及び現地確認(漁業再生活動確認野帳(参考様式第12号)を作成)により行うものとする。
- イ 集落協定に定められた漁業再生活動の実施状況の確認については、別記4の とおりとする。
- ウ アの確認は、当該年度内に行うものとする。
- エ 市町村の確認事務の事務処理については、別記5のとおりとする。
- オ 市町村は、集落協定で規定した目標への取組が不十分(自然災害等による不可抗力の場合を除く。)な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行う。
- カ 市町村は、交付対象となった漁業集落が実施要領第2の2の(5)のケの(ア) のいずれかの状況に至ったか否かを判断する。その場合、必要に応じ、対象漁 業集落に対し、漁業所得調書をとりまとめ、提出するよう求めることができる。

(8) 交付金の会計経理

ア 証拠書類の保管

市町村及び交付金の交付を受けた対象漁業集落は、次の証拠書類を保管するものとする。

(ア) 市町村

- a 予算書及び決算書
- b 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- c 集落協定の申請書類及び承認書類
- d その他交付金に関する書類
- (イ) 交付金の交付を受けた対象漁業集落
 - a 集落協定認定書
 - b 金銭出納簿
 - c 領収書

イ 会計経理の適正化

交付金の交付を受けた対象漁業集落代表者は、次の事項に留意して会計経理 を行うものとする。

- (ア) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。
- (イ) 交付金の使用は、集落協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領しておくこと。また、集落協定の会計責任者は支出内容が明確になる 書類を整備しておくこと。
- (ウ) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融

機関に預金口座等を設けること。

(エ) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

(9) 事務の委託

対象漁業集落は、交付金に係る事務の一部又は全部を漁業協同組合その他の者に委託することができるものとする。

(10) 交付金の交付の終了

実施要領第2の2の(5)のケの(ア)のbの「同一都道府県内の都市部の勤労者世帯の有業者一人当たりの平均勤め先収入」とは、直近3ヵ年の「家計調査年報(総務省統計局)」の各都道府県庁所在地の年平均勤労者所得(月平均の農林漁家世帯を含む勤労者世帯(二人以上の世帯)の勤め先収入÷有業人員×12ヵ月)とする。

(11) 水産多面的機能発揮対策との調整

対象漁業集落は、調整の結果、集落協定を変更する必要がある場合には(4) のイに基づき市町村長にその認定を受けるものとする。

(12) 交付金の交付方法

ア 国は、都道府県からの申請に基づき、実施要領第2の2の(5)のエの(ア) の合計額の範囲内で都道府県に交付金を交付する。

イ 都道府県は、交付金を交付する市町村からの申請に基づき、実施要領第2の 2の(5)のエの(ア)の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。

なお、都道府県知事は「離島漁業再生支援交付金所要額調書(参考様式第13号)」を毎年度9月末日までに水産庁長官(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)あてに提出するものとする。

ただし、平成22年度においては、12月末日までに提出する。

ウ 都道府県から交付金の交付を受けた市町村は、「交付金支払調書(参考様式 14号)」を作成の上、実施要領第2の2の(5)のエの(ア)の合計額の範 囲内で対象漁業集落に交付金を交付する。

(13) 実施状況の公表

ア 国は都道府県ごとの、都道府県は市町村ごとの、市町村は集落ごとの次に掲 げる事項等を取りまとめ、公表する。

- (ア) 集落協定締結数、協定対象漁業世帯数及び交付額
- (イ) 漁場の生産力の向上に関する取組の実施状況
- (ウ) 集落の創意工夫を生かした取組の実施状況
- イ 国は、アの実施状況等を農林水産省のホームページ・広報誌等への掲載及び 文書閲覧に供する等により公表する。
- ウ 都道府県及び市町村は、アの実施状況等の広報誌への掲載等のほか、地方公 共団体で定められている情報公開に関する規定に基づき公表(個人又は法人の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、地 方公共団体の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除 く。)する。

(14) 交付金交付の評価

評価は、集落協定で規定した対象漁業集落の目標、漁業再生活動として取り組むべき事項等の達成状況等について行う。

2 離島漁業再生支援推進交付金

(1) 助成対象事業の内容

ア 実施要領第2の3の(2)のアの(ウ)については、推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。

イ 実施要領第2の3の(2)のイの(ア)のeについては、推進事業の実施に 必要な現地指導及び現地調査等とする。

(2) 助成措置

実施要領第2の3の(1)の離島漁業再生支援推進交付金の交付対象となる経費は、別記6のとおりとする。

3 水產業改良普及事業

(1) 普及指導員の設置について

実施要領第2の4の(8)に規定する普及指導員(以下単に「普及指導員」という。)を設置する場合の在職期間が12ヵ月に満たない場合の取扱いは、次のいずれかに該当するときは、年間に1名設置されたものとする。

ア 年間を通じ、1人の普及指導員が延べ6ヵ月以上在職する場合

イ 年間を通じ、前任者の在職期間に加え2人以上の普及指導員の在職期間が延 べ6ヵ月以上に達する場合

(2) 運営指針について

実施要領第2の4の(3)のアの運営指針は、次のとおりとする。

ア 普及指導体制の整備に関する基本的事項

(ア) 普及指導員室の設置

- a 普及指導員は、水産業普及指導員室(以下「普及指導員室」という。) に置く。
- b 普及指導員室には、必要に応じて総括者となる普及指導員を置くことが できる。
- c 都道府県は、普及指導員室の担当区域を定めるものとする。
- d 普及指導員室の担当する区域は、行政区域、漁業生産活動の実情及び交 通条件からみて適当な範囲を設定するものとする。
- e 漁業生産活動の実情に照らして効率的と判断される場合には、普及指導 員室の担当区域を超えた普及指導員の活動を妨げない。
- f 普及指導員室は、試験研究機関等との連携を密にし、普及内容の高度化 ・合理化を図るとともに、沿岸漁業者等に対して効率的な普及指導を行う 体制を整えるものとする。

(イ) 普及指導員の設置

a 都道府県は、近年の沿岸漁業等を取り巻く情勢の変化に対応し、沿岸漁業等の振興を図るため、必要な普及指導水準の確保と効率的な普及活動の

推進に支障が生じることのないよう、適当な人数の普及指導員を設置するものとする。

- b 都道府県は、沿岸漁業等の振興を図る上で、普及事業の必要性が高い地域への重点配置を行う等普及指導員の適正配置に留意するものとする。
- (ウ) 水産業革新支援専門員の配置等
 - a 水産業革新支援専門員の配置

普及事業の強化を図る観点から、都道府県は、水産業革新支援専門員(都道府県において他の名称も使用できるものとする。以下「革新支援専門員」という。)を配置するよう努めるものとする。

b 革新支援専門員の選定基準

都道府県は、実施要領第2の4の(8)に規定する普及指導員の任用資格を有する者の中から、次に掲げる要件を全て満たす者又は平成16年度以前の水産業専門技術員資格試験合格者を革新支援専門員として選定するものとする。

- (a) 普及指導員室等における普及指導、試験研究機関等における研究、本 庁等における行政、漁業者研修教育施設(都道府県が運営する漁業研修 所等漁業者の職業訓練施設をいう。以下同じ。)等における教育の経験 等が通算して7年以上あり、原則として、普及指導の経験が3年以上あ ること。
- (b) 水産業に関する広い知見や関係機関等の調整力があること。
- c 革新支援専門員の業務内容

革新支援専門員は、次に掲げる業務を行うものとする。また、革新支援 専門員の業務は、実施要領第2の4の(6)に規定する普及指導員の職務 に含まれるものとする。

- (a) 研究機関、教育機関及び行政機関(国、他の都道府県等)等との連携 の企画、調整及び推進による政策課題への対応
- (b) 普及指導活動の総括・指導、効果的・効率的な普及指導のための総合 的な企画調整・推進
- (c) 普及指導員の能力向上、普及指導活動の改善等普及方法の高度化
- (d) 先進的な漁業者(新たな取組にチャレンジする漁業者や経営改善を加速化しようとする漁業者等をいう。以下同じ。) の求める高度かつ専門的な相談・支援
- d 高度相談・支援体制の整備

通常の普及指導では十分な対応が困難な、先進的な漁業者の求める高度かつ専門的な技術や知識に関する相談・支援については、革新支援専門員が中心となり対応することとし、相談窓口の設置等体制の整備に努めるものとする。なお、相談・支援対応に際しては、必要に応じ普及指導員室その他適切な機関等と連携する等漁業者の相談・支援に適時・適切に対応できるよう配慮するものとする。

イ 普及活動の効率化に関する基本的事項

(ア) 取り組むべき課題の重点化

普及事業の一層の効率的実施のためには、地域の水産業の実情を踏まえて活動内容を整理し、取り組むべき課題の重点化を図ることが必要である。

a 意欲のある担い手の確保・育成

漁業生産の担い手の育成のためには、漁業者に対する技術の普及及び経営の指導を継続して行うほか地域づくりや人づくりの観点から支援することも必要である。このため、後継者・新規就業者の漁業への就業を容易にするための地域における合意形成や青年・女性層を中心とした漁業者層が新たな取組を行うための支援が必要である。こうしたことから、

- (a) 新規就業者の受入れ、意欲と能力のある担い手の育成に当たっては、 地域の合意形成のため、漁業者間の合意形成、市町村、漁協等の連絡調 整など漁業者・地域への意識の啓発に積極的に関与することが望まし い。また、円滑な就業促進のため、全国及び地域の漁業就業者確保育成 センターと情報共有する等関係機関と緊密に連携することが重要であ る。
- (b)漁家の経営改善の観点から経営の向上に関する情報の収集・分析や、 その具体化に向けた方策の検討を通じた漁家への指導が求められてい る。これらの指導と併せて、各種水産施策の活用、技術的支援等を行う ことが重要である。
- (c)漁業士(優れた青年漁業者、漁村女性及び優れた漁業経営を行い漁村 青少年の育成に指導的役割を果たしている漁業者について、都道府県が 定めた基準に従い、知事が認定した漁業士等をいう。以下同じ。)等の ように、浜のリーダーとなる人材を積極的に育成することが重要である。
- (d)漁村地域社会の活性化に大きな役割を果たすことが期待される漁村の 女性が意欲と能力を発揮できる地域社会の形成に向け、意識啓発等の取 組を推進し、女性の漁業経営への参画や漁村の女性の起業活動等の取組 を支援することが重要である。
- (e) 水産関係高校、漁業者研修教育施設、漁協等との連携を密にし、生徒 の漁業現場での実習を実施するなど、将来における地域の漁業の担い手 を育成することが重要である。
- b 水産物の生産から消費に至る取組の展開

水産物の安定供給を図るため、漁業・漁村の6次産業化を通じた産地の 水産業の強化の取組や、生産・加工・流通・消費の各段階における多様な 取組が必要である。また、消費者の「魚離れ」が依然として進行するなか、 漁業者の経営安定のためには生産した水産物の消費拡大に資する多様かつ 粘り強い取組が必要である。こうしたことから、

(a)漁業・漁村の6次産業化を推進するため、地域の漁業者等による6次産業化の取組に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組への支援が重要である。

- (b)消費者に対して安全で安心な水産物を供給するため、生産や加工の工程を適切に管理して安全を確保する取組が必要である。例えば、養殖業における養殖生産工程管理手法(GAP手法)や、水産物加工場におけるHACCP手法の導入等の取組が効果的である。
- (c) 一般に、鮮魚介類は鮮度が落ちやすく、鮮度保持のための関係者への 指導が重要である。このためには、漁業者への指導及び技術的支援だけ でなく、流通業者の協力を得る取組も行うことが望ましい。
- (d) 食の外部化・簡便化、安全・安心志向、健康志向といった水産物の消費形態の変化に対応し、消費者ニーズに対応した商品の開発等により水産物の新規需要を開拓することが可能と考えられる。また、漁獲物の地産地消を推進することにより、地元消費者の支持を得ることも重要と考えられる。このためには、水産物消費動向や消費形態を注視し、流通業者や加工業者とも情報交換を行い、関係者間の合意形成を図ることが望ましい。
- (e) 水産物の消費拡大を図るには、水産物摂取のメリット等に関する国民の理解の促進、水産物の調理方法の普及等が重要であり、学校給食における水産物利用の拡大や、家庭での調理のしやすさを念頭においた料理教室の実施等、効果的な魚食普及の実施を心がけることが望ましい。
- c 資源管理、つくり育てる漁業及び漁場環境保全のための意識啓発及び技 術普及

資源状況が低位水準にとどまっている魚種や資源水準が悪化している魚種が多く見られる中、漁業者・試験研究機関・行政が一体となり取り組む資源管理指針・資源管理計画を推進する等、資源状況等に即した適切な資源管理等をより一層推進する必要がある。このため、

- (a)漁業者自らによる資源管理の取組が成果を上げるには漁業者との信頼 関係に基づく普及指導員の指導が重要であり、関係機関と連携し粘り強 い指導を行い、漁業者の資源管理意識の醸成を図る必要がある。その際、 漁獲減の影響を最小限のものとするよう、漁獲物の付加価値向上策や代 替漁法の導入を提案する等、漁業者が意欲的に資源管理に取り組めるよ う総合的な支援を行うことが望ましい。
- (b) 栽培漁業について、資源管理と連携した放流事業を推進するため、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う等、効率的な実施に取り組む必要がある。
- (c)漁業生産力の維持及び発展の観点から環境保全型漁業への取組が一層 必要となっていることから、沿岸域の環境保全に寄与するため、養殖業に おける漁場改善、藻場・干潟等の保全等漁場環境保全に対する啓発、支援 等の取組を行う必要がある。
- (d) これらの取組は、近隣の複数県が足並みを揃えなければ効果の発現が 期待できない場合もあることから、都道府県の範囲を超えた広域的な取 組を推進することが望ましい。

d 東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援

被災地域等における水産業の復旧・復興に向けた支援を行うこととする。特に、単なる現状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す観点から、将来の漁業・漁村の姿を見据え、経営や施設利用の協業化・共同化、6次産業化、漁船や各種施設の省エネ化・高効率化、エネルギー自立型システムの構築の推進等他の地域のモデルとなるような取組を積極的に支援することが望ましい。

(イ) 普及活動の対象者の重点化

普及活動を効果的かつ効率的に行うため、引き続き、地域漁業の中核となる意欲と能力のある漁業者層に普及対象者の重点化を図るものとする。

また、漁業士、青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための意欲的な 取組を行うグループや漁村女性等のグループ等、意欲のある漁業者等の組織 化を推進することが、担い手の育成の重点化・効率化の観点から望ましい。

(ウ) 活動の高度化のための体制・方法の改善

取り組むべき課題や対象者の重点化に対応して、普及事業を効率的及び効果的に実施することができるよう、以下の観点から関係機関等との連携や活動体制や活動方法について改善を図ることが望ましい。

- a 試験研究機関(独立行政法人等を含む。)との連携強化
- (a) 試験研究機関との連携強化と普及指導員の指導力の強化
 - ・普及指導員室及び試験研究機関における目標の共通化
 - ・普及指導員と試験研究機関との間の新技術や漁業者ニーズの効率的な 情報交換
 - ・知識及び経験の豊かな普及指導員の任用
 - 普及活動に必要な研究成果の共有
- (b) 漁業現場に即応した応用分野へのシフト
 - 基礎的・先導的研究の評価、推進及び情報提供機能の充実
 - 試験研究機関による実用型研究の成果の定着
- b 教育機関との連携強化
 - ・水産関係高校、漁業者研修教育施設等が行う教育・訓練と漁業現場の 連携
 - ・独立行政法人水産大学校その他大学等との情報や知見の交換
- c 行政機関(国・都道府県・市町村)との連携強化
 - ・国の重要政策や施策の展開方向に沿った普及指導活動の実施
 - ・全国的な普及指導活動の課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等
 - ・普及指導員室と行政機関(都道府県及び市町村)における目標の共通 化
 - ・関連水産行政施策の漁業者等による活用の支援
 - ・農山漁村における男女共同参画推進担当職員との連携の強化
- d 普及指導員の活動の高度化のための支援

- ・普及指導員室による国の普及情報データーベース、独立行政法人水産 総合研究センター等の研究情報の利用
- ・普及指導員室による情報集積・発信機能の充実
- e 民間等の役割分担とその活用
- (a) 漁業協同組合との連携

漁協の役割が発揮できるよう、普及指導員室と漁協との連携による情報の提供及び交換を行いながら普及指導活動を展開する。特に、漁業者への経営指導等の面では、漁協との連携が有効と考えられる。この場合において、個別漁家の経営指導は漁協が行い、普及指導員は、国や県の政策展開に基づき地域の全体的な経営改善方策を行う等の役割分担も可能である。

(b) 漁業士との連携

漁業士と普及指導員との連携体制の充実強化を図るとともに、新規就業者や若年漁業者への漁ろう技術等の指導をはじめ、水産業研修教育充実の観点から、学校及び地域における水産業教育に対する支援を行うこととし、その指導を漁業士の役割と位置づけ積極的に活用することが有効である。この場合において、漁業士はこれらの指導等を直接的に行い、普及指導員は関係者間の調整・調和を図る等の役割分担も可能である。

ウ 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

- (ア) 普及指導員の年齢、普及活動に対する習熟度等に応じて必要な指導能力を 向上させるため、研修を強化し普及事業の技術水準の向上を図るとともに優 れた人材の養成に努めるものとする。
- (イ)研修の実施に当たっては、国が行う研修との関連に留意しつつ、計画的に 実施するものとする。
- (ウ) 試験研究機関の職員等との人事交流についても積極的に取り組み、資質向上に留意するものとする。
- エ その他普及事業の運営に関する基本的事項
 - (ア) 各種行政施策・関係機関等との連携の確保

水産業改良普及事業の特長を活かしつつ、さらにその効果が十分に発揮されるよう、沿岸漁業改善資金をはじめとした制度資金や補助事業等の各種行政施策との連携に努めるものとする。

また、協同農業普及事業や林業普及指導事業との密接な連携の確保についても留意するものとする。

(イ) 高齢漁業者の役割の明確化

豊富な知識・経験や熟達した技術と漁業に意欲を有する高齢者については、後継者の技術指導をはじめ、生涯現役として生きがいを持って漁業地域の活性化に貢献する活動等を支援する。

(ウ) 水産業教育の推進

漁業・漁村への理解を醸成するとともに、将来的に漁業の担い手を確保していく観点から、児童、生徒を対象に漁業体験学習等への取組の推進等、漁

業に関する教育の機会を提供することを推進する。

(エ) 時代の要請に即した普及事業の推進

国及び都道府県は、水産業をめぐる情勢の変化、水産政策の動向及び普及 指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の推進に常に取り組むも のとする。

- (3) 事業実施計画について
 - ア 実施要領第2の4の(4)に定める水産業改良普及事業実施計画書は、別記 7のとおりとする。
 - イ 実施要領第2の4の(4)の水産業改良普及事業実施計画の変更とは、次に 掲げるものをいう。
 - (ア) 普及指導員室の設置場所及び数の変更
 - (イ) 普及指導員の設置数の10%を超える減
- (4) 水産業改良普及事業交付金の割当について
 - ア 国は、水産業改良普及事業実施計画書を審査し、適切であると認める場合に は、毎年度予算の範囲内において、都道府県別に交付金の割当を決定する。
 - イ 交付金の都道府県別割当は、次の基準により行う。
 - (ア) 当該予算総額の3割は、都道府県の漁業経営体数に応じて配分する。漁業 経営体数は、農林水産省統計部調査による。
 - (イ) 当該予算総額の2割は、各都道府県の海岸線長に応じて配分する。海岸線 長は、国土交通省河川局調査による。
 - (ウ) 当該予算総額の1割は、各都道府県の沿海市町村数に応じて配分する。沿海市町村数は、見直しを行う年の2月1日時点での実勢値を用いる。
 - (エ) 当該予算総額の4割は、天災のため又は沿岸漁業資源の開発及び管理が不 十分なために普及事業を実施することが困難な都道府県及び沿岸漁業発展の ために緊急に普及事業を実施する必要のある都道府県に配分する。
 - (オ)海岸線長及び沿海市町村数には、漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第2項に基づき指定された湖沼の湖岸線長及び市町村数を含む。
- (5) 交付金の対象経費について

交付金の交付の対象となる経費及び経費の内容については、別記8のとおりと する。

(6) 実施要領第2の4の(12) の漁業士は、(2) のイの(ア) のaの(c) に規定する漁業士とする。

4 水產業強化対策事業

実施要領第2の1の(6)の規定に基づき、政策目標ごとのメニューの具体的内容については、別記9のとおりとする。

5 漁港防災対策支援事業費

実施要領第2の5の(2)の規定に基づき、事業メニューの具体的な内容については、別記10のとおりとする。

附則

- 1 次に掲げる通知(以下「旧通知」という。)は廃止する。ただし、本通知の施行前に旧通知の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- (1)強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインについて(平成17年 3月23日付け16水港第3246号水産庁長官通知)
- (2) 水産業改良普及事業の運用について(平成17年3月28日付け16水推第1068号水産庁長官通知)
- (3) 離島漁業再生支援交付金実施要領の運用(平成17年4月1日付け16水漁第 2498号水産庁長官通知)
- (4) 離島漁業再生支援推進交付金実施要領の運用(平成17年4月1日付け16水 漁第2500号水産庁長官通知)
- (5) 特認離島のガイドライン(平成17年4月1日付け16水漁第2499号水産 庁長官通知)
- 2 平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本運用の規定により行うこととされている事業実施 後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

附 則

平成24年度予算に係る改正前の本運用の規定により行うこととされている事業実施 後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

特認離島のガイドライン

以下の4項目について、一般離島(沖縄本島を除く。)の地域と比較することによって、一般離島と同等以上の不利性等を有すると判断される地域について、特認離島とする。

- 1 地理的・経済的・社会的条件による不利性((1)から(3)までのいずれかの指標を活用)
- (1)消費地までの時間距離が長いこと
- (2) 航路の運賃及び出荷経路の道路料金が高いこと
- (3) 航路の就航率が低い、運行本数が少ない等出荷機会が限定されること
- 2 漁業の現状 ((1) から (3) までのいずれかの指標を活用)
- (1) 好漁場に隣接していること
- (2) 産卵場又は稚魚の育成場に隣接していること
- (3) 地域の港が、補給港や避難港となっており、漁業の中継基地であること
- 3 地域における漁業の重要性((1) または(2)のいずれかの指標を活用)
- (1)総従事者に対する漁業従事者の割合が高いこと
- (2)総生産額に対する漁業生産額の割合が高いこと
- 4 地域の現状((1)から(3)までのいずれかの指標を活用)
- (1)漁業者の減少率が高いこと
- (2)漁業者の高齢化率が高いこと
- (3)漁業者一人当たりの漁業生産額の減少率が高いこと

(別記2)

創意工夫を生かした漁業生産・加工・流通・交流等に関する取組の具体例

1 漁業生産に関する取組

- ・タチウオ延縄漁に共同で取り組み、漁場の開拓、新たなエサの開発を行う。
- ・共同で小さな船団を組み、無線で情報のやりとりをして漁場の探索を行う。
- ・定置網運搬用の作業船を共同で所有し利用する。
- ・各船に共同で冷却海水装置を導入し、輸送時の魚の鮮度保持を一定にし、共同出荷を図る。
- ・ホタテガイ養殖漁場の水温、クロロフィル量等の把握、成長試験を共同で実施する。
- ・共同で産卵礁の造成を実施する。
- ・板ワカメ養殖・収穫・加工分業体制の取組を行う。
- ・岩ガキ筏タイプ養殖について共同での導入を行う。

2 出荷に関する取組

- ・氷詰め方法を統一し、共同でブランド名をつけ出荷する。
- ・ホタテガイ出荷サイズを均一化し、共同出荷を行う。
- ・選別・出荷作業の省力化のための共同利用機器等の整備を行い共同で出荷を行う。
- ・海水除菌装置を共同で導入・利用し、共同で出荷を行う。
- ・活魚車の導入による共同活魚出荷を行う。

3 加工に関する取組

- ・小エビやイリコ等の雑魚類を利用したせんべい加工の取組を行う。
- ・ウニのむき身作業を共同で実施する。
- ・カキの剥き、パッキング、出荷を共同で実施する。
- ・ノリの陸上での乾燥作業を共同で実施する。
- ・コンブの陸上での乾燥作業、製品づくりを共同で実施する。

4 交流に関する取組

- ・共同で産直市での販売を行う。
- ・共同でインターネットを使った販売を行う。
- ・共同で体験漁業活動を実施し、水産物の普及を図る。
- ・共同で販売促進機材(チラシ、のぼり等)の制作により、共同販売を行う。
- ・共同で観光業や加工業との連携を図る。

交付金実施状況報告書の記載内容等について

報告事項	記 載 内 容 等
1 漁場の生産力向上と利用に関する話合い	実施日時、実施内容、参加者、実施場所等を記載。
2 漁場の生産力の向上に関する取組の実施	
種苗放流	実施日時 (放流日時等)、実施内容 (放流等)、参加者 (放流作業時の
	参加者等)、実施場所(放流時の場所等)、放流尾数、魚種等を記載及
	び放流時の作業の様子の写真等を添付。
漁場の管理・改善	実施日時 (管理・改善日時等)、実施内容 (漁場の管理・改善等)、参
	加者 (管理・改善の参加者等)、実施場所等を記載及び管理・改善時
	の作業の写真等を添付。
産卵場・育成場の整備	実施日時(産卵場・育成場の設置日時等)、実施内容(産卵場・育成
	場の設置等)、参加者(設置時の参加者等)、実施場所(設置場所等)
	を記載及び設置時の作業と産卵場・育成場の施設の写真等を添付。
水質維持改善	実施日時(調査期間等)、実施内容(調査内容等)、実施場所(調査場
	所等)、参加者(水質調査者等)等の記載及び調査結果等(温度、塩
	分濃度、水質の指標等の調査データ及びデータに基づく分析結果等)
	を添付。
植樹・魚付き林の整備	実施日時(植樹日時等)、実施内容(植樹等)、参加者(植樹参加者等)、
	実施場所(植樹場所等)、苗の本数等を記載及び植樹、魚付き林の整
	備の写真等を添付。
海岸清掃	実施日時(海岸清掃日時等)、実施内容(海岸清掃等)、参加者(海岸
	清掃参加者等)、実施場所(海岸清掃場所等)等の記載及び清掃時及
	び清掃後と回収したゴミの写真等を添付。
海底清掃	実施日時(海底清掃日時等)、実施內容(海底清掃等)、参加者(海底
	清掃参加者等)、実施場所(海底清掃実施場所等)等を記載及び清掃
	作業の状況と回収したゴミの写真等を添付。
漁場監視	監視回数、監視時間、実施内容、使用船舶、監視海域等を記載及び実
	施日時、実施内容、参加者、実施場所、漁場の状況、不審船の確認状
	況等を記載した日報等を添付。
その他	実施日時、実施内容、参加者、実施場所等を記載及び実施内容が確認
	できる写真等を添付。
3 集落の創意工夫を生かした取組の実施	実施日時・実施内容・参加者・実施場所(検討会、研修会、取組、漁
	具・養殖場・冷蔵庫等の施設整備等)等を記載及び施設が整備されて
	いる場合には施設の写真等を添付。

集落協定の実施状況の確認について

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

	確認事項	確 認 方 法					
1	漁場の生産力向上と利用に関する話合い	実施状況報告書で確認。					
2	漁場の生産力の向上に関する取組の実施						
	種苗放流	実施状況報告書で確認(放流時の作業の様子については、写真等で確					
		認)。また、必要に応じ、放流作業の立会を行う。					
	漁場の管理・改善	実施状況報告書で確認(漁場の管理・改善等の作業の様子については、					
		写真等で確認)。ただし、管理・改善状況が海上より分かる場合に限り、					
		現地確認を行う。また、必要に応じ管理・改善等の作業時に立会を行う。					
	産卵場・育成場の整備	実施状況報告書で確認(設置時の作業の様子と産卵場・育成場の施設を					
		写真等で確認。)。ただし、設置状況が海上より分かる場合に限り、現					
		地確認を行う。また、必要に応じ施設の設置時に立会を行う。					
	水質維持改善	実施状況報告書で確認 (調査結果等により確認。)。また、必要に応じ					
		水質調査時の立会を行う。					
	植樹・魚付き林の整備	実施状況報告書で確認(植樹・魚つき林の整備状況を写真等で確認。)。					
		植樹・魚つき林の整備状況の現地確認を行う。また、必要に応じ植樹・					
		魚つき林の整備時の立会を行う。					
	海岸清掃	実施状況報告書で確認(海岸清掃時及び清掃後と回収したゴミを写真等					
		で確認。)。また、必要に応じ海岸清掃時の立会を行う。					
	海底清掃	実施状況報告書で確認(海底清掃作業の状況と回収したゴミを写真等で					
		確認。)。また、必要に応じ海底清掃時に立会を行う。					
	漁場監視	実施状況報告書で確認(実施日時、実施内容、参加者、実施場所、漁場					
		の状況、不審船の確認状況等を記載した日報等で確認。)。また、必要					
		に応じ漁場監視時の立会を行う。					
	その他	実施状況報告書で確認 (写真等で確認。)。また、必要に応じ立会を行					
		j.					
3	集落の創意工夫を生かした取組の実施	実施状況報告書で確認。ただし、施設が整備されている場合には施設の					
		写真等で確認及び現地確認を行う。また、必要に応じ取組の実施時に立					
		会を行う。					

市町村の確認事務の事務処理について

交付金の交付に当たっては、毎年度対象漁業集落の漁業再生活動の実施を確認するものとし、その事務処理は以下のとおりとする。

第1 書類審査

書類審査は、対象漁業集落が提出した実施状況の報告書により、集落協定に定められた漁業 再生活動の実施状況を審査、確認する。また、対象漁業集落の適格性について実施要領第2の 2の(5)のアの基準に基づき審査する。

第2 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、漁業再生活動の現地確認に必要な事項について、「漁業再生活動確認野帳(参考様式第12号)」を作成する。

第3 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、漁業協同組合等の関係機関への協力を要請することができる。

第4 現地確認

1 対象漁業集落への事前連絡

現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認の方法等について、対 象漁業集落にあらかじめ連絡して行う。

- 2 現地確認の方法
- (1) 現地確認は、協定に規定された漁業再生活動の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認する。
- (2) 現地確認に当たっては、対象漁業集落の構成員、漁業協同組合等の関係機関の立会を求めることができる。

離島漁業再生支援推進交付金の対象経費

1 都道府県推進事業

区分	内 容
謝賃印会旅連賃消職金金費費費費料費	委員等謝金 臨時雇用賃金 資料等印刷費 茶菓等購入費、会場借料等 委員等出席旅費、指導・調査旅費、連絡旅費 郵送料等 自動車、パソコン等賃借料 消耗品購入費

2 市町村推進事業

区分	内容
謝賃印会旅連賃消耗品金金費費費費料費	委員等謝金 臨時雇用賃金 資料等印刷費 茶菓等購入費、会場借料等 委員等出席旅費、指導・調査旅費、連絡旅費 郵送料等 自動車、パソコン等賃借料 消耗品購入費

番 号

年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ 殿

○○県(都道府)知事

氏 名 印

平成○○年度水産業改良普及事業実施計画書

平成〇〇年度水産業改良普及事業実施計画を下記のとおり作成したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知)第2の4の(4)の規定に基づき提出する。

記

1 事業実施の方針

(事業実施の必要性等についての基本的な考え方を簡潔に記述する。)

2 事業実施計画の概要

(1) 水産業普及指導員設置計画

	0. 2. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.		設置人数	担当区域	担当	漁協	担当漁業者	音グループ	備考
No.	地名	名称			漁協数	組合員数	グループ数	グループ	
								人 数	
1			人						
2									
3									
4									
合計			人					人	

- (注) 1 本表には、当該年度の4月1日現在における状況を記載すること。
 - 2 水産業革新支援専門員の配置計画がある場合は、設置人数欄にその内数を括弧書きで記載すること。
 - 3 担当区域欄には、市町村を記載すること。
 - 4 担当漁協及び担当漁業者グループの欄は合計欄のみ記入すること。

(2) 普及活動計画

区分	延べ日数	主な内容	備考
管内普及活動	日		
県(都道府)外情報収集活動			
11 III			

(3) 水産業普及指導員室運営計画

	既設 年度整備計画										
区分	No.	地名	名称	人員	数量	自動	車	普	F及活動機 [®]	材	
					自動車	規格	台数	品名	規格	員数	備考
水産業	1				台		台				
普及指	2										
導員室	3										
	4										
計											

- (注) 1 既設数量欄には、本事業により設置したもので稼働している自動車の数を、また、それらの設置年度を 括弧書きで記載すること。
 - 2 自動車について整備計画がある場合は、備考欄に新規又は更新の別及び更新のものについては被代車の 設置年度を記載すること。
 - 3 自動車については、排気量550~1,600ccライトバンとすること。

(4) 水産業普及指導員研修計画

研修名	参加予定人員	開催予定地	開催予定期間	主な研修課題	備考
計					

3 事業の内容および事業費等

区分	本年度事業費	前年度事業費	備考
1 水産業普及指導員設置費	円	円	
2 普及活動費			
(1) 旅費			
(2)○○費			
3 水産業普及指導員室運営費			
(1) 四輪自動車設置費			
(2) 普及活動機材費			
(3)○○費			
4 水産業普及指導員研修費			
計			

経費	
1 普及指導員設置費	普及指導員の給与として支出する経費のうち次の経費
	1 職員手当
	(1)俸給(本俸)
	(2) 諸手当
	ア 期末手当及び勤勉手当
	イ 調整手当
	ウ 扶養手当
	工 農林漁業普及指導手当
	才 通勤手当
	力 住居手当
	キ 寒冷地手当
	2 共済費 (共済組合負担金のうち長期掛金)
	3 災害補償費(公務災害補償費)
2 普及活動費	要綱及び実施要領(以下「要綱等」という。)により、普及指導員の行う巡回
	指導、情報・資料の提供、沿岸漁業等の従事者等に対する研修会・講習会の開催
	及び普及活動に必要な調査の実施に要する経費
3 普及指導員室運営費	要綱等に基づき、普及活動の効果的・効率的な推進を図るために行う巡回指導
	施設、指導用機材及び情報・資料の整備に要する経費
4 普及指導員研修費	要綱等に基づく普及指導員の研修の実施(国が実施する研修への派遣を含む。)
	に要する経費

(注)本俸、扶養手当、調整手当、通勤手当、特別手当(期末手当及び勤勉手当)及び住居手当については一般職員の職員の 給与に関する法律の規定に準じ、寒冷地手当については国家公務員の寒冷地手当に準じ、公務災害補償費については地方 公務員災害補償法の規定に基づき、共済組合長期掛金については地方公務員等共済組合法の規定に基づき、農林漁業普及 指導手当については「林業及び水産業の改良普及事業に従事する職員に対する農林漁業普及指導手当の支給について」(昭 和39年8月31日付け39林野普第351号農林次官依命通知)の規定に基づくものとする。

第1 資源管理目標

メニューの内容、交付率等は次の表のとおりとする。

メニューの内容	実施主体	交付率
1 水面利用調整の推進		
(1) 資源利用調整推進事業		
漁業調整委員会等が資源管理計画に関		
連する地域及び漁場利用上のトラブル等		
が広域的に問題となっている地域等に関		
する実態調査等やその漁場利用調整等に		
関する関係者間の協議を行うものとす		
る。		
(2) 国際漁場隣接地域管理事業		
国際漁場に隣接する境界水域における		
操業の管理の徹底や外国漁船とのトラブ		
ル防止のための操業指導等を実施するた		
め、以下の事業を実施するものとする。		
ア 水域監視事業		
a 北海道が監視船等により監視を	北海道	定額(1/2以内)
行うものとする。		
b 漁協等が陸上レーダー等により	漁協及び漁協等が組織する団体(漁	定額(1/2以内)
監視を行うものとする(北海道が	協又は漁協及び市町村が合同で構成	
その経費の3/4以上を交付する	する法人でない団体であって、代表	
場合に限る。)。	者の定めがあり、かつ組織及び運営	
	について規約を有しているものとす	
	る。)	
イ 適正操業指導事業		
a 北海道以外の府県が入漁指導及	北海道以外の府県	定額(1/2以内)
び操業状況調査を行うものとす		
ప .		
	漁連、公益法人及び漁協等が組織す	定額(1/2以内)
	る団体(漁協又は漁協及び市町村が	
及び長崎県がその経費の3/4以	合同で構成する法人でない団体であ	
上を交付する場合に限る。)	って、代表者の定めがあり、かつ組	
	織及び運営について規約を有してい	
	るものとする。)	

1 メニューの内容等

メニューの内容、交付率等は次の表のとおりとする。

メニューの内容	交付率	備考
第1 ハード事業		
1 資源回復支援の強化	定額(1/2以内)	
(1) 陸上種苗生産施設		
餌料培養棟(培養タンクを含む。)		
稚魚生産池 (産卵ふ化池、上屋及びホイストラインを含む。)		
餌料培養池(上屋及びホイストラインを含む。)		
親魚養成池(上屋及びホイストラインを含む。)		
海水貯水池(ろ過装置を含む。)		
(2) 陸上管理運営施設		
作業棟(倉庫を含む。)		
機械棟		
冷蔵室		
事務室(宿直室を含む。)		
(3)海上種苗生産施設		
海面蓄養施設		
海上育苗施設		
(4) その他附帯施設等		
電気設備(受・変電設備、発電設備及び配線を含む。)		
取水装置 (送気装置及び各種配管を含む。)		
排水設備		
構內整備		
上記に附帯する設備		
(5) 設計委託費等		
賃金、共済費、旅費、委託費、需用費、役務費、使用料及び賃 借料		
2 さけ・ます資源の基盤強化	定額(1/2以內)	
(1) さけ・ますの種苗生産に係わる施設の整備		
ア 捕獲・蓄養・採卵施設(魚止め施設、河床整備、護岸、魚止		
め装置保管庫、蓄養池、採卵室及び検卵室を含む。)		
イ ふ化施設 (ふ化槽及びふ上槽を含む。)		
ウ 飼育管理施設(管理室、倉庫、稚魚池及び上屋施設を含む。)		
エ 給排水施設(導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。)		
オ 自動給餌・自動池清掃施設(水流式、ブラシ式等。)		
カ 環境負荷低減施設 (沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設		

を含む。)

- キ 海中飼育施設 (網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。)
- ク 飼育池壁面整備 (アルミ・FRPコーティング等。)
- ケ 上記施設に附帯する施設(施設に附帯する備品を含む。構内 整備に当たっては施設管理運営上、水産庁長官が特に必要と認 めるものに限る。)
- (2) さけ・ますの通路に係わる整備

ア 魚道 (階段式、アイスハーバー式、バーチカルスロット式、 デニール式等)

- イ 自然現象によってもたらされた魚道機能障害を回復するため の施設(魚道の延長、導流堤等)
- 3 内水面資源の基盤強化

定額(1/2以内)

産卵場・稚魚育成場造成 (産卵育成用人工河川を含む。) 漁場の耕うん、しゅんせつ、及び障害物等の除去

魚礁

魚道

迷入防止施設

種苗生産供給施設

種苗中間育成施設

希少種保全施設

給排水施設

漁場管理強化施設

種苗等採捕施設

給排水等処理施設

病害汚染防止施設

水産廃棄物等処理施設

用水再利用施設

新熱源利用施設

体験学習施設

展示施設

情報連絡施設

上記施設の付帯施設及び省力化施設

4 内水面漁業の近代化

養殖施設

蓄養施設

生産物処理加工·保管施設

作業·保管施設

定額(1/3以内)

_			
	地域産物展示販売施設		
	後継者育成等施設		
	施設等連絡道		
	遊漁管理施設		
	釣場造成		
	釣場安全施設		
	釣関連道		
	遊漁船けい留施設		
	指導救難船		
	湖沼河川広場		
	河畔・湖畔環境活用施設		
	河畔・湖畔休養施設		
	上記施設の付帯施設及び省力化施設		
5	1から4までのメニューの附帯事業	定額(1/2以内)	
	上記1から4までの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るため		
13	こ必要となる調査・調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動		
속	-		
	No. 10 de No.		
	ノフト事業		
1	錦鯉生産地の震災復旧支援		実施主体は、新潟県
	新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震により被災した錦鯉養殖業		及び新潟県内の市町
	り復興 を支援するために行う、次の対策とする。	p-1 1655	村、漁協、漁連、漁
	1)飼育状況等指導調査	定額	業生産組合、公益法
	優良親魚の保全及び魚病による被害の防止等を図るために行う、		人又は水産庁長官が
	養殖場等の現況調査、技術指導、病原体や水質の検査等。	P# (4 (0 N +)	適当と認める者に限
(2	2) 生產設備等緊急対策	定額(1/2以内)	る。
	被災した飼育池が復旧するまでの代替池を確保するために行う、		
, -	仮設池や給水設備の整備等。	pt 455	
(3	3)生産体制再構築等の推進	定額	
	生産体制の再構築を図るために行う、学識経験者や錦鯉養殖関		
	係者等による検討会、親魚の共同利用実証化試験等。		
2	適正養殖規範 (GAP) の普及推進		実施主体は、都道府
	養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信		県、市町村、漁協、
東	質性の向上を図るために行う次の対策とする。		漁連、公益法人又は
	1)適正養殖規範(GAP)の策定	定額(1/2以内)	水産庁長官が適当と
	国が定めた養殖適正規範(GAP)の見本例を基に、事業主体		認める者に限る。
	が地域の特性を考慮した対象種毎のGAPを策定。		
(5	2) 適正養殖規範 (GAP) の普及	定額(1/2以內)	
	, in the second		l

策定した養殖適正規範(GAP)を適正に実践させるための関係者に対する研修会や指導会議の開催並びに啓発及び指導用資料の作成配布等。

2 施設整備事業 (ハード事業) の実施基準

- (1) 個々の施設の整備について単年度に完了することを原則とする。ただし、個々の施設に係る整備費がおおむね5千万円以上のものであって、年度間の施工区分を明確にできるものに限り、3年を上限に複数年度にわたることを認めるものとする。
- (2) 対象とする施設は、新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、増設、改築、併設、合体又は古材の利用に係るものを対象とすることができるものとする。ただし、 既存施設の一部取り壊し及び復旧に係る経費は対象としないものとする。
- (3)(2)の「改築」には、以下のいずれかを満たすものが含まれるものとする。
 - ア 施設の再生:対象とする施設が、①耐用年数までの利用が困難なこと、②漁業者・漁協その他漁業者の組織する 団体に対して、種苗生産・供給を行う施設であること、③耐用年数当たりの建設費が新築よりおおむね2割以上節 減されること、以上3つの要件を全て満たす場合に限る。
 - イ 施設の省エネ機能整備:施設の稼働に要する燃油、電力等の消費量又は燃油、電力量等の経費が1割以上削減されること
- (4) 対象とする施設は、原則として処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第1 5号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。)がおおむね5年以上のものであることとする。
- (5) 消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としないものとする。
- (6) 自力若しくは他の助成によって実施中のもの又は既に完了したものを本メニューに切り替えて対象とすることは、 認めないものとする。
- (7) 法令等の違反とならない範囲で費用の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画するものとする。ただし、建物 附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。
- (8) 表のメニューの内容欄に掲げる第1の1の施設の整備にあっては、次のいずれかに該当するものを対象とする。
 - ア 既存の施設ではその位置又は能力からみて必要とされる種苗供給が困難な都道府県で実施するもの。ただし、施設の整備の実施箇所の選定のため都道府県が行う調査の結果が、地理的及び生物的条件からみて適地であると認められる場所で、かつ、既存の施設の補完的な役割を担いうる場所で実施するもの。
 - イ 広域回遊性資源を増大させる上で拠点となる施設の整備で、その対象となる魚種について先進県等がその海域全体として実施するもの。
 - ウ 既存の施設を利用した増設、改築、合体及び併設により新技術導入等のための施設の整備に係るもの。
- (9) 表のメニューの内容欄に掲げる第1の2の施設の整備にあっては、次の要件を満たすものを対象とする。 ア サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して2百万尾以上であること。
 - イ 都道府県内のサケ沿岸来遊尾数(沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計)が過去3年連続して1万尾以上であること。
- (10) 表のメニューの内容欄に掲げる第1の2から4までの施設の整備にあっては、個々の施設の整備費が原則として3 00万円以上のものを対象とするものとする。
- (11) 表のメニューの内容欄に掲げる第1の3及び4の施設の整備にあっては、受益戸数が原則として5戸以上とする。 ただし、受益戸数が特定できないものにあっては、この限りでない。
- (12) 都道府県知事は、厳正適格な実施を期するとともに、目標が十分に達成されるよう完了後における管理運営に必要

な措置を講ずるものとする。

- 3 錦鯉生産地の震災復旧対策 (ソフト事業) の実施基準
- (1) 実施要領に規定する本事業の実施主体のうち、水産庁長官が適当と認める者とは、農業協同組合、地域における養殖業の振興等を目的として組織された法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約を有している団体とする。
- (2) 生産設備等緊急対策により飼育池の整備等を行う場合は、受益者数を3戸以上とし、原則として、事業実施年度終 了後、当該飼育池の整備地が農地で農地転用の許可を受けているなどの場合はその期間内で、当該飼育池等の使用を 終了するまでに、これら設置場所を整備前の状態に戻し、事業を完了することとする。
- (3) 生産体制再構築等の推進により、親鯉の共同利用実証化試験を行う場合は、試験終了後も親鯉を処分することなく 適切に管理し、錦鯉養殖業の復興等に有効に活用することとする。
- 4 適正養殖規範 (GAP) の普及推進 (ソフト事業) の実施基準

実施要領に規定する本事業の実施主体のうち、水産庁長官が適当と認める者とは、農業協同組合、地域における養殖業の振興等を目的として組織された法人でない団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約を有している団体とする。

5 融資

- (1) 本事業については、その自己負担分につき株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務方法書又は 漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)で定めるところにより、資金の融通を受けて行うことができるも のとする。
- (2) 別に定める単独融資事業実施計画に基づいて行う単独融資事業については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振 興開発金融公庫の業務方法書で定めるところにより、資金の融通を受けて行うことができるものとする。

6 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、表に掲げるメニューの実施に要する経費及び交付率によるほか、表のメニューの内容D欄に掲げる第1の2から4までの施設の整備に係る調査及び指導監督に要する都道府県の経費の算定は、事業費の1.0%を上限として、その2分の1以内に相当する金額を交付するものとする。

7 その他

実施要領で定める地域提案事業の実施基準等については、他の類似メニューに準ずるものとする。

第3 経営構造改善目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(6)までに掲げるものとする。

(1) 漁業収益力の強化

ア 漁場造成・資源管理対策

このメニューにおいては、沿岸域の漁場造成、資源管理や漁場管理に寄与する施設等の整備により、漁業収益の 安定・向上を図る。

イ 漁業生産性向上対策

このメニューにおいては、生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上に資する施設整備により、漁業生産コストの削減、漁業収入の増大を図る。

(2) 水産物流通機能の強化

このメニューにおいては、水産物流通の効率化、拠点化、衛生管理の強化及び消費者ニーズの高い加工品の供給等 に資する施設整備により、流通コストの削減、食の安心安全の確保、魚価の向上を図る。

(3) 労働環境の改善

このメニューにおいては、作業の安全性向上や軽労化、漁業者の資質向上、新規就業者支援、女性や高齢者の参画 等のための施設整備により、活力ある漁業就業構造の確立を図る。

(4) 燃油高騰対策の強化

このメニューにおいては、燃油コストの削減や省燃油等に資する施設整備により、燃油高騰に耐久力のある水産業の育成を図る。

(5) ノリ養殖業の構造調整・競争力強化

このメニューにおいては、漁協等が策定するノリ養殖業構造改革計画(水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に基づく計画をいう。以下同じ。)に基づき、ノリ大型自動乾燥機、同機器の設置に必要な上屋及びノリ高性能刈取船の整備を総合的に実施し、ノリ養殖業の体質強化を図る

- (6) このメニューにおいては、漁連等が策定する新規漁業就業者確保基金事業実施計画(水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に基づく計画をいう。以下同じ。)に基づき、地域の漁業就業構造の改善に必要な漁業演習船の整備を総合的に実施するものとする。
- (7) 上記(1) から(6) までのメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)から(6)までの施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を実施する。

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施期間

個々の施設の整備について単年度に完了することを原則とする。ただし、事業費が5000万円以上の施設の整備であって、実施設計も含めて年度間の施工区分を明確にできるものに限り、3年を上限に複数年度にわたることを認める。

イ 受益対象

(ア)上記1の(1)及び(3)のメニューについては、沿岸漁業に従事する者(会社等の被雇用者を除く。以下「沿岸漁業者」という。)、漁業構造改革総合対策事業(水産業体質強化総合対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知)第3の1に規定する事業をいう。以下同じ。)に参加する漁業者を受益対象とする。ただし、複数の都道府県の海域にまたがり広域的に操業する沿岸漁業以外の漁業を対象とした施設の整備については、前述の受益対象以外の排他的経済水域内を主漁場とする漁業に従事する者(会社等の被雇用者を除く。)を受益対象とすることができ、その場合にあっては、沿岸漁業者、漁業構造改革総合対策事業に参加する漁業者、又は両者を併せた数が全体の50%以上を占める場合に限る。また、中核的漁業者協業体(中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について(平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知)の別紙の第1に定義する協業体をいう。以下同じ。)、沿岸漁業者経営改善促進グループ(沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等につい

ての指針(平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知)第1に定義するグループをいう。以下同じ。)については、その協業体又はグループを構成する者を受益対象とすることができる。

(イ)上記1の(2)、(4)、(5)、(6)のメニューについては、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者を受益対象とする。ただし、内水面漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第2項の規定に基づく湖沼指定を受けている海面で行うものを除く。)に従事する者は受益対象外とする。

ウ 受益戸数

受益戸数を原則として5戸以上とする。ただし、次に掲げる場合は受益戸数を3戸以上とする。

- (ア) 離島、過疎、半島等自然的・社会経済的条件が厳しい漁村地域(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法 律第57号)別表第1の第11に基づき主務大臣が指定する地域をいう。)における施設整備である場合。
- (イ) 中核的漁業者協業体又は沿岸漁業者経営改善促進グループが受益者となる場合。
- (ウ) ノリ養殖業構造改革計画に基づく施設整備 (メニュー実施年度内までに基づくものを含む。) である場合。
- (エ) 新規漁業就業者確保基金事業実施計画に基づく漁業演習船の整備である場合。

エ 零細事業の防止

個々の施設の整備に当たっては、その規模が零細とならないよう留意し、事業費は別表1の金額以上とする。

オ 施設の規模及び上限建設費等

建物本体の建設については、当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準(平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)及び都道府県、民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画する。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努める。原則として別表2の上限建設費の範囲内で必要最小限のものとし、この上限建設費をやむを得ず上回る場合には、その必要性について合理的な理由を水産庁長官に提出する。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

カ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月 31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。)が5年以上のものとする。

キ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

ク 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とするが、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)で 定める排出ガス等の規制に対応しておらず、休止・遊休化している施設について、その跡地に循環型社会に対応し た漁村づくり事業実施要領(平成17年3月25日付け16水港第3060号農林水産事務次官依命通知)に基づ く循環型社会に対応した漁村づくり事業基本計画により、新たに交付対象施設を整備する場合であって、別表3の (4)の④燃油流通効率化施設整備に該当する場合に限り、施設撤去費を交付の対象とすることができる。

ケ 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船や漁具、消耗的な資材費、用地 買収費、借地料、補償費、種苗購入費(附帯事業に必要なものを除く)等の経費は、交付の対象としない。また、 漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある施設(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる 場合など)は交付の対象としない。

コ 収益性のある事業における受益者への収益配分

交付金の交付を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、実施主体は受益者への収益配分(漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等)を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、実施主体のみが過剰な利益を享受する事業は、交付の対象としないものとする。

サ 他の事業等からの切り替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

シ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。漁業用作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

ス 防災漁業経営施設整備計画

個々の事業計画の策定に当たっては、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第8条第3項の規定 に基づく防災漁業経営施設整備計画を考慮する。

セ メニュー実施完了後の適切な管理運営

交付金事業者は、厳正適格な実施を期するとともに、本目標が十分に達成されるようメニュー実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

ソ 実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる実施主体が行おうとする事業については、交付対象としない。

(2) 施設の増設、併設、合体、改築、改修の取扱い

ア増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と連接して、又は、既存施設と離れた位置に設置するものとし、連接による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。 なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築、改修の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設に連接して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に 限り交付の対象にする。

ウ 合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

工 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、別表3のメニューで定めるほか、以下の(ア)から(ウ)の場合に限り交付の対象とする。

(ア) 生産規模の拡大等 (以下の a \sim c の要件をすべて満たすものに限る。)

- a ①生産規模、生産能力又は生産性の1割以上の増大、②施設稼働に係る人件費又は労働時間の1割以上の削減 (併せて施設の稼働経費が削減されること)、③施設の設置後に新たに設けられた基準 (排水規制、フロンガス規制、建築基準法、消防法等) への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化、のいずれかに該当すること
- b 新築と比べて整備費の節減が図られること。

- c 当該施設の利用状況が適切であること。
- (イ) 施設の再生(以下の $a \sim c$ の要件をすべて満たすものに限る。)
 - a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって中核的な漁業者が主に利用する施設であること。なお、中核的な漁業者とは、漁業収入安定対策事業等実施要綱 (平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知)第4の2の(1)のエに定める主業・年齢要件を満たす者とする。
 - b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。
 - c 当該施設の利用状況が適切であること。
- (ウ) 施設規模の適正化(以下のa、bの要件をすべて満たすものに限る。)
 - a 既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して5割以上減少していること。
 - b 施設の効率的な利用計画を実施主体が作成し、地方公共団体が承認していること。

才 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、別表3のメニューに該当し、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ (通い容器的なもの) については、衛生管理の向上に資するものに限り交付対象とする。

(4) 地域提案事業

上記(1)カ、ク、ケ、コ、サ及びソの実施基準を満たさない地域提案事業については、交付対象とはならない。

(5) メニューの実施及び指導監督

メニューの実施に当たり、都道府県及び市町村は、実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

- 3 各メニューの内容、交付率、実施要件、実施主体等
- (1) 各メニューの内容、交付率及び実施要件 別表3に掲げるとおりとする。
- (2) 各メニューの実施主体

別表4に掲げるとおりとする。

(3) 費用・便益分析に関する特別の扱い

以下の施設等については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、B/C=1とみなすことができる。

- ア 密漁等監視施設
- イ 漁場・養殖場環境管理施設
- ウ 水産情報高度利用施設
- 工 水産廃棄物等処理施設
- 才 小型漁船事故通報施設
- 力 漁業研修施設
- キ 耐震化を目的とした改築

4 融資

(1) メニュー実施に必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫の国内金融業務方法書の定めるところにより株式会社日本政策金融公庫の融通を、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)の定めるところにより漁業近

代化資金の融通を受けることができる。 ただし、沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫の業務方法書の定める ところにより沖縄振興開発金融公庫資金の融通を、漁業近代化資金融通法の定めるところにより漁業近代化資金の融 通を受けることができる。

- (2) 都道府県知事等は、必要があると認められる場合には、事業計画の概要及び資金の所要額について取りまとめの上、 関係金融機関に通知する。
- (3) 都道府県知事等は、(1) に基づく融資を受けるにあたり、当該交付対象物件を担保に供する場合には、交付要綱別記様式第1号第6に規定する内訳書を事業計画に添付し、水産庁長官に提出するものとする。

5 助成

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内に相当する金額を交付する。 ただし、1の (6) のメニューの実施に係るものを除く。

ア 事業計画の策定及びメニュー実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は、事業費の1.0%を上限とする。

イ メニュー実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は、事業費の0.4%を上限とする。

(2) 実施主体が都道府県以外である場合の事業費の国庫交付金残部分については当該メニューが円滑に実施できるよう、 都道府県又は市町村において所要の助成措置につき配慮する。

第4 漁港機能高度化目標

1 メニューの構成

本目標に係る施設のメニューは、次の(1)から(3)までに掲げるものとする。

(1) 漁港漁場の高度利用のための整備

漁港漁場の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、水産業に係る要請の多様化等に対応しつつ、漁港の効率的な利用に資する施設、漁業活動の軽労化を図る施設、安全で快適な漁港環境形成に資する施設、漁港漁場の機能改善を図る施設等の整備を行うものとする。

(2) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守る減災対策の強化を目指し、自然エネルギーの利用や省エネ化の促進を図る施設、漁村特有の地域資源を活用した海業支援施設、文化的歴史的な景観保全に資する施設、漁業従事者、地域住民、 来訪者の安全確保のために必要な減災対策施設等の整備を行うものとする。

(3) 上記(1) 及び(2) のメニューの附帯事業

このメニューにおいては、上記(1)及び(2)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査 ・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行うものとする。

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施期間

個々の施設の整備について単年度に完了することを原則とする。ただし、実施設計も含めて年度間の施工区分を 明確にできるものに限り、3年を上限に複数年度にわたることを認める。

イ 事業実施地域

(ア) 漁港漁場の高度利用のための整備

原則として漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内及び同法の漁港漁

場整備事業で整備した漁場施設とする。ただし、生活排水処理施設等漁港の区域外において整備することが適当 であると認められるものについては、この限りでない。

(イ) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、付加価値創造型漁業地域づくりのための整備を行うために必要な各施設を、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。また、深層水等利活用施設整備を港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。

(ウ)(ア)及び(イ)のメニューの附帯事業

(ア)及び(イ)の整備に係る地域を事業実施地域とする。ただし、本附帯事業を当該地域以外の地域において実施することが適当であると認められる場合には、この限りでない。

ウ 事業費下限

事業費下限は、都道府県が実施主体の場合は1,500万円以上、市町村等が事業実施主体の場合は500万円以上とする。ただし、既存施設の改良及び再生については、実施主体に関わらず500万円以上、生活排水処理施設については、これを除くものとする。

エ 他の事業計画との整合

- (ア)漁港漁場の高度利用のための整備にあたっては、漁港漁場整備法第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画及 び関連する他の計画との整合性を十分に図るものとする。
- (イ)付加価値創造型漁業地域づくりのための整備のうち減災対策施設の整備にあたっては、地域防災計画及び関連する他の計画との整合性を十分に図るとともに、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領(平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業基本計画を策定した地区について実施することを基本とする。

オ 木材利用の促進

施設等の整備にあたっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む木材の利用促進に配慮する ものとする。

カ 交付の対象

交付の対象とする事業は、新設による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域の実情に即し必要があると認められる場合には、施設の更新、増設又は併設に係る事業を交付の対象とすることができるものとする。

ただし、個人施設(生活排水処理施設を除く)、目的外使用のおそれがあるもの又は事業効果の少ないものは、 交付の対象としないものとする。また、消耗的な資材費、用地買収費及び借地料は、交付対象としないものとする。

キ 処分制限期間

当該事業の対象とする施設は、原則として処分制限期間が5年以上のものであることとする。

ク 積算基準

当該事業費は、原則として当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した現地実行価格により算出するものとする。

ケ 実施主体

事業実施の適格性を有しないと認められる実施主体が行おうとする事業については、交付対象としない。

(2) 施設の更新、増設、併設の取扱い

ア更新

既存の施設と同目的の施設を、既存施設の法定耐用年数が過ぎた後に、当該施設の機能の維持、向上等を図るため、施設の全部又は一部を再整備する場合に交付の対象とする。なお、既存施設の取壊し及び復旧に係る経費は、 交付の対象としない。(増設、併設もこれに同じ。)

また、法定耐用年数に満たない場合であっても、施設の再生を図ることが耐用年数当たりの整備費を法定耐用年数後に新設するよりも安価に抑えられる場合に限り、これを認める。ただし、施設の再生が可能なものは、別表8の施設メニューのうち、利用向上施設、環境改善施設(除砂に要する経費を除く)、機能改善施設(漁場機能改善施設を除く)、減災対策施設のみとする。

イ 増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と連接して、又は、離れた位置に設置するものとし、連節による設置の 場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。

ウ併設

既存の施設に連接して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に 限り交付の対象にする。

(3) 附带施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(4) 地域提案事業

上記の実施基準を満たさない地域提案事業は交付対象とはならない。

- 3 各メニューの内容、実施要件
- (1) 各メニューの内容及び実施要件については、別表5に掲げるとおりとする。
- (2) 各メニューの事業実施にあたっては、事業内容の詳細が分かる位置図、計画平面図、写真、B/C算定根拠等の資料を、実施要領に基づく事業計画の提出前に提出するものとする。

4 附帯事務費

当該事業の指導監督に必要な都道府県の附帯事務費及び市町村の附帯事務費に係る事務の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 附帯事務の内容
 - ア 交付金等交付申請に関する事務
 - イ 当該事業実施に関する事務
 - (ア) 事業の実施設計
 - (イ) 工事等の契約等
 - (ウ) 工事の施工管理
 - (エ) 事業計画の変更等
 - ウ 当該事業の完了に関する事務
 - エ 当該事業の繰越に関する事務
 - オ その他当該事業の実施に必要な事務
- (2) 附帯事務費の内容等
 - ア 経費の内容は間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。
 - イ 都道府県附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の1.0%を上限として算定する。
 - ウ 市町村附帯事務費の算定は、附帯事業費を除く事業費の0.4%を上限として算定する。

5 その他

当該目標に基づく事業実施において、本運用通知に定めのない事項については、別途漁港機能高度化目標に係るメニューの運用について(平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け 2 1 水港第 2 7 4 0 号水産庁漁港漁場整備部長通知)に基づくものとする。

別表1 事業費の下限

(1) 漁業収益力の強化

ア 漁場造成・資源管理対策

メニューの内容	実施主体が都道府県の場合	実施主体が都道府県以外の場合
①漁場底質改善	1500万円	500万円
②海水の交流改善	同上	同上
③小規模藥場造成	同上	同上
④浮き魚礁	200万円	200万円
⑤ つきいそ	1500万円	500万円
⑥密漁等監視施設	同上	同上
⑦漁場・養殖場環境管理施設	同上	同上
⑧水産情報高度利用施設	同上	同上
⑨資源調査施設	同上	同上
⑩小規模漁場造成事業	同上	同上

イ 漁業生産性向上対策

メニューの内容	実施主体が都道府県の場合	実施主体が都道府県以外の場合
①漁船保全修理施設	1500万円	500万円
②漁業用作業保管施設	同上	同上
③漁獲物荷さばき施設	同上	同上
④漁獲物鮮度保持施設	同上	同上
⑤給水給氷施設	同上	同上
⑥海水処理施設	同上	同上
⑦水産廃棄物等処理施設	同上	同上
8合併施設機能再生整備	同上	同上
⑨養殖施設	同上	同上
⑩養殖施設再配置	同上	同上
⑪消波施設	同上	同上
⑫種苗生産施設	同上	同上
⑬漁獲物運搬施設	同上	同上
⑭漁獲物蓄養施設	同上	同上
⑤ 漁獲物加工処理施設	同上	同上

(2) 水産物流通機能の強化

メニューの内容	実施主体が都道府県の場合	実施主体が都道府県以外の場合
①流通作業保管施設	3000万円	1000万円
②水産物流通荷さばき施設	同上	同上
③水産鮮度保持施設	同上	同上
④高度流通情報総合管理施設	同上	同上
⑤海水処理施設	同上	同上

⑥品質・衛生管理強化施設	同上	同上
⑦水産物蓄養施設	同上	同上
⑧水産物運搬施設	同上	同上
⑨水産物加工処理施設	同上	同上
⑪加工技術高度化施設	同上	同上
⑫水産廃棄物等処理施設	同上	回

(3) 労働環境の改善

メニューの内容	実施主体が都道府県の場合	実施主体が都道府県以外の場合
①漁業作業軽労化機能整備	1500万円	500万円
②小型漁船事故通報施設	同上	同上
③漁業研修施設	同上	同上
④新規就業者活動拠点施設	同上	同上
⑤女性等活動拠点施設	同上	同上

(4) 燃油高騰対策の強化

メニューの内容	実施主体が都道府県の場合	実施主体が都道府県以外の場合
①燃油補給施設	300万円	300万円
②陸電施設	同上	同上
③省エネルギー型施設機能整備	同上	同上
	(機器のみ200万円)	(機器のみ200万円)
④燃油流通効率化施設整備	300万円	300万円

(5) ノリ養殖業の構造調整・競争力強化

メニューの内容	実施主体が都道府県の場合	実施主体が都道府県以外の場合
①大型ノリ自動乾燥機	1500万円	500万円
②ノリ高性能刈取船	同上	同上
③大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	同上	同上
④①から③の附帯施設	同上	同上

なお、第3の2の(2)のエの(イ)又は(ウ)に該当する事業については、事業費の下限を実施主体に関わらず 300万円(機器のみの場合は200万円)とする。

(6)漁業演習船の整備

メニューの内容	実施主体が都道府県の場合	実施主体が都道府県以外の場合
①漁業演習船	200万円	200万円

メニュー別の上限建設費

メニューの内容	建物の材質等	標準的装備	上限建設費
漁獲物鮮度保持施設	鉄筋コンクリート	建物、冷凍設備、冷蔵設備、電	建設面積㎡当たり
水産鮮度保持施設	鉄骨	気設備、給排水設備	4 2 万円
(主として餌料保管用)			
漁獲物鮮度保持施設	鉄筋コンクリート	建物、製氷設備、貯氷設備、冷	建設面積㎡当たり
水産鮮度保持施設	鉄骨	凍設備、冷蔵設備、電気設備、	7 9 万円
(主として漁獲物の鮮度保持用)		給排水設備	
漁船保全修理施設	適応漁船規模	巻揚げ機、軌条、台車、電気設	漁船規模トン当たり
	20トン未満	備	582万円
燃油補給施設	燃油備蓄タンク	燃油備蓄タンク、計量機、ホースリー	備蓄能力(KL)当たり
		ル、給油配管、電気設備	133万円
			ただし、備蓄能力10KL未満は別
			途協議
漁業用作業保管施設	鉄筋コンクリート	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり
流通作業保管施設	鉄骨		15万円
(主として漁船漁業用)	木造	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり11万円
漁業用作業保管施設、	鉄筋コンクリート	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり
流通作業保管施設	鉄骨		3 3 万円
	木造	建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり
			16万円
漁獲物荷さばき施設		建物、電気設備、給排水設備	建設面積㎡当たり
水産物流通荷さばき施設			2 7 万円
漁獲物加工処理施設	鉄筋コンクリート	建物、加工処理設備、電気設備、	建設面積㎡当たり
水産物加工処理施設	鉄骨	給排水設備	3 4 万円
			ただし、ノリ、モズクを対象と
			する場は45万円
漁獲物蓄養施設		建物、水槽、電気設備、給排水	建設面積㎡当たり
水産物畜養施設		設備	4 1 万円
種苗生産施設		建物、水槽、電気設備、給排水	建設面積㎡当たり
		設備	186万円
密漁等監視施設	FRP	船体、無線機器、監視システム	船体トン当たり
(監視船のみ)	軽合金		764万円
漁業研修施設			建設面積㎡当たり
			30万円
女性等活動拠点施設			複合機能を有するため他の施設
			の基準に準ずる

別表3 各メニューの内容、交付率及び実施要件

(1)漁業収益力の強化

ア 漁場造成・資源管理対策

メニューの内容	交付率	実施要件
①漁場底質改善	定額 (1/2以内) ただし、	・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制が整っ
	沖縄県は定額(2/3以内))	ていること。
②海水の交流改善		・総事業費は1億円未満であること。
③小規模藻場造成		・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整え
④浮き魚礁		ること。
⑤ つきいそ		・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。
		・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整え
		ること。
⑥密漁等監視施設		・密漁被害があること。
		・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。
		・地方公共団体が保有する監視船は助成対象外とする。
⑦漁場・養殖場環境管理施設		
⑧水産情報高度利用施設		
⑨資源調査施設		・国が策定する資源管理計画のために新たに必要となる
		場合に限る。
		・地方公共団体以外が実施主体となる場合は当該実施主
		体が資源管理計画に参加していること。
⑩小規模漁場造成事業]	· 漁場環境調査、種苗放流調査、漁獲規制、種苗生産体
		制の整備等を含む中長期的な漁場造成計画を作成し、当
		該事業が同計画に基づくこと。
①から⑩の附帯施設	本体施設に同じ	

イ 漁業生産性向上対策

メニューの内容	交付率	実施要件
①漁船保全修理施設	定額(4/10以内)	
	ただし沖縄県は定額(2/3	
	以内)	
②漁業用作業保管施設	定額(1/2以内)	・年間水揚量が 5,000 t 未満の地域又は水産物流通機
③漁獲物荷さばき施設	ただし沖縄県は定額(2/3	能高度化対策事業基本計画(注1)が策定された地域を
④漁獲物鮮度保持施設	以内)	対象とするものであること。
		・漁獲物荷さばき施設(市場機能を有する場合)につい
		ては産地市場再編整備計画(注2)に基づくものである
		こと。
⑤給水給氷施設	定額(4/10以內)	・離島等の条件不利地域を対象とするものであること。
	ただし沖縄県は定額	
	(2/3以内)	

⑥海水処理施設	定額(1/2以内)	・年間水揚量が 5,000 t 未満の地域又は水産物流通機
⑦水産廃棄物等処理施設	ただし沖縄県は定額	能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とす
	(2/3以内)	るものであること。
8合併施設機能再生整備		・漁業協同組合の合併に伴う新たな役割分担に基づき、
		能力の変更や既存施設の効率的な利用を図るものを対象
		とするものであること。
⑨養殖施設		
⑩養殖施設再配置		・持続的養殖生産法に定める漁場改善計画に基づくこと。
		交付対象は繋留資材に限る。
⑪消波施設		
②種苗生産施設		・都道府県が種苗放流のために整備するものは対象外と
		する(ただし、小規模漁場造成事業に基づくものは除く)。
⑬漁獲物運搬施設	定額(4/10以内)	・年間水揚量が5,000 t 未満の地域又は水産物流通機
	ただし沖縄県は定額	能高度化対策事業基本計画が策定された地域であって離
	(2/3以内)	島等の条件不利地域を対象とするものであること。
④漁獲物蓄養施設		・年間水揚量が5,000 t 未満の地域又は水産物流通機
⑤漁獲物加工処理施設		能高度化対策事業基本計画が策定された地域を対象とす
		るものであること。
①から⑮の附帯施設	本体施設に同じ	

- (注1) 水産物流通機能高度化対策事業実施要領(平成20年3月31日付け19水港第2893号水産庁長官通知)に定めるものをいう。
- (注2) 水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針(平成13年3月30日付け12水漁第4504号水産庁長官通知)に基づき都道府県が策定する整備計画をいう。
- (注3)交付率について、離島において④、⑬、⑮を整備する場合は定額(5.5/10以内)とする。

(2) 水産物流通機能の強化

メニューの内容	交付率	実施要件
①流通作業保管施設	定額(1/2以內)(注1)	
②水産物流通荷さばき施設	(2/3以内)	・産地市場再編整備計画に基づくものに限る。
③水産鮮度保持施設		
④高度流通情報総合管理施設		
⑤海水処理施設		
⑥品質·衛生管理強化施設		
⑦水産物蓄養施設	定額(4/10以內)(注1)	
⑧水産物運搬施設	(2/3以内)	・離島等の条件不利地域を対象とするものであること。
⑨水産物加工処理施設	定額 (1/3以内)(注2)	
	ただし沖縄県は定額(2/	
	3以内)	
⑩加工技術高度化施設	定額(1/2以内)	・都道府県が実施主体となる場合に限る。
⑪水産廃棄物等処理施設	(2/3以内)	

- (注1)年間水揚量5,000 t以上の地域については定額(1/3以内)とする。
- (注2) 水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域における施設整備の場合、施設整備後3年以内にHACC P認定を取得する場合、施設整備と併せて廃棄物処理を行う機能を整備する場合については定額(4/10以内)とする。
- (注3) 交付率について、離島において③、⑧、⑨、⑩を整備する場合は定額(5.5/10以内)とする。

(3) 労働環境の改善

メニューの内容	交付率	実施要件
①漁業作業軽労化機能整備	定額(1/2以内)	
②小型漁船事故通報施設	ただし沖縄県は	
③漁業研修施設	定額(2/3以内)	・実施主体は地方公共団体、地方公共団体等が出資する
④新規就業者活動拠点施設		法人、漁業協同組合連合会、合併漁協(註1)、認定漁協(註2)
		に限る。
		・建設面積が300㎡を超える漁業研修施設の交付率は
		別紙に定める交付率以下とする。
⑤女性等活動拠点施設		
①から⑤の附帯施設	本体施設に同じ	

- (注1)漁業共同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)に基づき平成10年3月31日以降に合併を行っている漁業共同組合(漁業共同組合合併促進法に基づく合併計画を有し、メニュー実施年度内までに合併を行うものを含む。)
- (注2) 平成17年度以前に漁協等経営基盤強化対策事業実施要領(平成17年4月1日付け16水漁第2664号農林水産事務次官依命通知)の第2の2による認定を受けている場合又は平成18年度以前に漁協等経営基盤強化対策事業実施要領の第2の1により策定された基本方針に基づき第2の2に準じた認定を都道府県知事から受けている漁業共同組合(メニュー実施年度内までに認定を受けるものを含む。)

(4) 燃油高騰対策の強化

メニューの内容	交付率	実施要件
①燃油補給施設	定額(1/2以內)	
②陸電施設	ただし沖縄県は定額(2/3	
③省エネルギー型施設機能整備	以内)	・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコスト
		を1割以上削減すること。
		・当該施設の利用状況が適切であること。
④燃油流通効率化施設整備		・都道府県域、ブロック別又は漁協系統全体における「燃
		油流通効率化計画」を策定し、同計画に基づくこと。
		・同計画に、燃油購買に係る事業コスト(物流費、管理
		費、人件費、修繕費等)の2割以上削減、燃油販売価格
		の引き下げ効果の予測が盛り込まれていること。
①から④の附帯施設	本体施設に同じ	

(注)交付率について、離島において①、②、③、④を整備する場合は定額(5.5/10以内)とする。

(5) ノリ養殖業の構造調整・競争力強化

メニューの内容	交付率	実施要件
①大型ノリ自動乾燥機	定額(1/2以內)	ノリ養殖業構造改革計画に基づく施設整備(メニュー実施
②ノリ高性能刈取船		年度内までに基づくものを含む。)である場合に限るも
③大型ノリ自動乾燥機の設置に		のとする。
必要な上屋		①については、原則として規模が10連以上のものに限
		るものとする。
①から③の附帯施設	本体施設に同じ	

(注)交付率について、離島において①、②、③を整備する場合は定額(5.5/10以内)とする。

(6)漁船演習船の整備

メニューの内容	交付率	実施要件
①漁業演習船の整備	定額(1/2以内)	新規漁業就業者確保基金事業実施計画に基づく漁業演習
	ただし沖縄県は定額(2/3	船である場合に限るものとする。
	以内)	
①の附帯施設	本体施設に同じ	

(注)交付率について、離島において①を整備する場合は定額(5.5/10以内)とする。

(7) 附帯事業

(1)		
メニューの内容	交付率	実施要件
(1) から(6) までの施設整	定額(1/2以內)	
備の効果的かつ円滑な実施を図		
るために必要となる以下の事		
業。		
①調査・調整活動		
②新たなマーケットの開拓		
③実践的知識及び技術の習得活		
動		
④種苗放流等調査事業 (種苗放		上記(1)のメニューのアの⑩小規模漁場造成事業に附
流効果調査、漁獲規制効果調査、		帯する場合に限る。
造成漁場の生物調査、漁場環境		
調査等)		

建築する面積	交付率
300㎡以下	1 / 2
300㎡以上 1,000㎡以下	300×1/2+(建築する面積-300)×1/3 建築する面積
1,000㎡以上	300×1/2+700×1/3 建築する面積

- (注) 1. 建築する面積は、延べ床面積で整数とし、小数点第1位を四捨五入するものとする
 - 2. 交付率は、小数点第4位を四捨五入するものとする。

メニュー名	実施主体
(1) 漁業収益力の強化	①都道府県
(3) 労働環境の改善	②市町村
	③地方公共団体の一部事務組合
	④漁業協同組合
	⑤漁業協同組合連合会
	⑥漁業生産組合
	⑦地方公共団体等が出資する法人
	⑧漁業者が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる構
	成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限
	る。)
	⑨定置漁業を営む法人(漁業法第16条第6項に該当するものに限
	క 。)
	⑩漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合が出資する法
	人(これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質
	的に支配できるものに限る。)
(2) 水産物流通機能の強化	①都道府県
(4) 燃油高騰対策の強化	②市町村
	③地方公共団体の一部事務組合
	④水産業協同組合
	⑤地方公共団体等が出資する法人
	⑥漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる
	構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限
	る。)
	⑦中小企業等協同組合
	8協業組合
	⑨定置漁業を営む法人(漁業法第16条第6項に該当するものに限
	る。)
	⑩水産業協同組合、中小企業等協同組合、協業組合が出資する法人
	(これらの者が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的
	に支配できるものに限る。)
(5) ノリ養殖業の構造調整・競争力強化	①都道府県
	②市町村
	③地方公共団体の一部事務組合
	④水産業協同組合
	⑤地方公共団体等が構成する法人
	⑥漁業者等が組織する団体(受益者である漁業者3名以上が主たる

	構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限
	ప .)
	⑦中小企業等協同組合
	⑧協業組合
(6)漁業演習船の整備	①都道府県
	②市町村
	③地方公共団体の一部事務組合
	④漁業協同組合
	⑤漁業協同組合連合会
	⑥地方公共団体等が出資する法人
(7) 附带事業	施設が該当するメニューの実施主体と同じ。

別表5 各メニューの内容、実施要件

(1) 漁港漁場の高度利用のための整備

ア 利用向上施設

漁港の効率的な高度利用を図るため、漁港の静穏水域や漁港施設用地等を活用し、当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇の適切な収容及び離島航路や定期船など漁船以外の船舶の離発着に必要な次に掲げる施設を整備する事業とする。

メニューの内容	実施要件
① 放置艇収容施設	・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。
i 簡易な係留施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号 の口に掲げる係留施設のうち簡易な浮桟橋、桟橋等及びこれらに附属す る設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
ii 陸上保管・上下架施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に 保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する 設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管 施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対 象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。
iii 突堤	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号 のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該 施設を構成するのに必要なものとする。
vi 廃船処理経費	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船(漁船以外)を処理するために必要な経費とする。
v 船舶等放置対策 設備	・漁港漁場整備法に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等 及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとす る。
② 船舶離発着施設	・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所 (休憩所、便所等)、浮 桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成 するのに必要なものとする。
③ ①及び②の附帯施設	

イ 環境改善施設

漁港等の安全性の向上と就労環境の改善を図り、美しく快適な漁港環境の形成を図るために必要な次に掲げる施設を整備する事業とする。

メニューの内容	実施要件
① 岸壁等の軽労化施設	・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材(船揚場)、 車止め等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成 するのに必要なものとする。
② 安全管理施設	・防波堤等の安全管理のための施設として、防舷材、係船柱、係船環、 車止め、照明設備、灯標、防風・防雪設備、階段、はしご、防護柵、排 水溝及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの とする。
③ 航路・泊地の安全対策	・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂(除砂設備、除砂船、除砂に要する経費)を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、下記の(ア)及び(イ)の要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 (ア)漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港(イ)当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港、又は突発的な要因により埋没が見られる漁港
④ オイルフェンス等保管施設	・オイルフェンス、水域管理に必要な設備及びこれらの保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
⑤ 洗浄施設	・漁具、漁箱等を洗浄するために必要なものとする。
⑥ 汚水処理施設	・漁港施設からの汚水を処理するために必要なものとする。
⑦ 衛生管理施設	・漁獲物等を衛生的に取り扱うため、日射、異物混入等を防ぐ岸壁の屋 根等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの とする。
⑧ ゴミ処理施設、便所、緑地、 駐車場等の環境施設	・漁港漁場整備法第3条第2号のカに掲げる漁港環境整備施設のうち、 植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場(立体駐車場を 含む)及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なも のとする。

 	
⑨ 清掃設備	・漂着物を処理するためのビーチクリーナー等の清掃設備及びその保管 庫並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの とする。
⑩ 共同溝	・電気、ガス、水道等の配管等を収容する共同溝及びこれらに附属する 設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
① 生活排水処理施設	・漁業集落排水施設と宅地内の排水設備の未接続の解消を図るため、宅地内配管等の排水設備や水洗便所への改造及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するために必要なものとする。ただし、以下の(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすことが必要である。 (ア) 交付要件 生活保護受給者が設置する排水設備や水洗便所への改造に対し、地方公共団体が助成する場合に限る。 (イ) 地域要件 a 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域 b 水道水源の流域 c 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 d 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域 e 自然公園法(昭和32年法律第61号)第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域 f 養殖、蓄養が行われている水域 (ウ) 地区要件 漁業集落排水施設への接続率が70%に達している地域に限定
② ①から⑪までの附 帯施設	

ウ 機能改善施設

小規模な改良等により当該漁港の機能や当該漁場の増産効果の向上を図るために必要な次に掲げる施設を整備する事業とする。

メニューの内容	実施要件
	・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。

i 防波堤、護岸等の外郭施設	・漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。
ii 岸壁、船揚場等の係留施設	・漁港漁場整備法第3条第1号の口に掲げる係留施設のうち、岸壁、物 揚場、船揚場(以上においては、埋立てを伴う場合を除く。)、係船浮標、 係船くい、桟橋、浮桟橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成 しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、桟橋、浮桟橋等には、当該施設の機能上又は管理上必 要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、 車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵又は排水溝 に附帯する沈砂地、スクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限 り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又 は滑り材を設置することができる。
iii 臨港道路等の輸送施設	・漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。
iv 漁港施設用地の舗装等	・漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。
② 漁場機能改善施設	・次に掲げる施設の既存施設について、漁場の増産効果の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。
i 魚礁	・主として魚類の蝟集、発生、及び生育が効率的に行われ生産性が高い 魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物(コンクリートブロック等) の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
ii 増殖場	・海域及びこれに連接する陸地において有用水産生物の発生及び成育に

③ ①及び②の附帯施設	
	る施設の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
	客土、耕うん等)及び用地(養殖施設用)の造成並びにこれらに関連す
	水門、水路、導水トンネル等)の設置、底質改善(作れい、しゅんせつ、
	浮消波堤及び防氷堤)の設置、区画施設の設置、海水交流施設(導流堤、
	生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等(消波堤、潜堤、
iii 養殖場	・海域及びこれに連接する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に
	属施設)の設置により整備された漁場の施設を交付の対象とする。
	作業路等) の造成並びにこれらに関連する施設 (ポンプ小屋等簡易な附
	水路等)の設置、中間育成施設の設置及び用地(中間育成施設設置用、
	(消波堤、潜堤、離岸堤及び防氷堤) の設置、海水交流施設(導流堤、
	ブロック等の設置及び干潟 (干潟及び区画施設) の造成)、消波施設等
	適した環境を整備するために行う着定基質の設置(投石、コンクリート

(2) 付加価値創造型漁業地域づくりのための整備

ア 自然エネルギー利用施設

当該漁港及び背後集落において、漁業者等が共同で利用する施設に太陽光発電、風力発電等による電力を供給し、 漁業地域の省エネルギー化を図るために必要な次に掲げる施設を整備する事業とする。ただし、電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条の再生可能エネルギー発 電設備の対象となる場合を除く。

メニューの内容	実施要件
① 太陽光発電施設	・漁港施設及び共同利用施設並びに漁業集落環境施設へ太陽光発電エネルギーを供給するために必要な太陽電池等及びそれに附属する設備で、 当該施設を構成するのに必要なものとする。
② 風力発電施設	・漁港施設及び共同利用施設並びに漁業集落環境施設へ風力発電エネル ギーを供給するために必要な風車等及びそれに附属する設備で、当該施 設を構成するのに必要なものとする。
③ バイオマス発電施設	・漁港施設及び共同利用施設並びに漁業集落環境施設へバイオマスエネルギーを供給するために必要な水産系廃棄物等を原料としたバイオマス燃料製造施設等及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
④ その他の自然エネルギー利用	・上記の①から③以外の廃棄物発電、雪氷熱利用など、漁業地域の省エ

施設	ネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する自然エネルギー
	利用施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なも
	のとする。
⑤ ①から④までの附帯施設	

イ 地域資源活用施設

当該漁港及び背後集落において、地域資源の付加価値創造を促進し、地域活力の向上を図るために必要な次に掲げる施設を整備する事業とする。

メニューの内容	実施要件
① 海業支援施設	・漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち3分の2以上が地域水産物であることとする。
② 文化的景観施設	・漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を後世に伝承していくことを目的として、漁村特有の歴史的構造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設、並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、上記の①地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を交付の対象とする。
③ 深層水等利活用施設	・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。
④ ①から③までの附 帯施設	

ウ 減災対策施設

当該漁港及び背後集落の減災力の向上を図り、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害発生時の迅速な避難援助や防災情報の伝達等に必要な次に掲げる施設を整備する事業とする。

メニューの内容	実施要件
① 耐震強化	 ・災害発生時においても水産物の円滑な流通を確保するため、以下の施設の耐震強化を図るうえで、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、第3経営構造改善目標の改築要件に合致するものについては、第3経営構造改善目標のメニューで行うこととする。 (ア)水産物の円滑な流通を確保するための施設(イ)就労者や来訪者が集まり常時利用する施設(ウ)緊急時の物資の保管や一時避難場所等としての利用が想定される施設(エ)緊急時のライフラインを確保するための施設(オ)その他漁業地域の防災対策を推進していく上で必要な施設
② 津波漂流防止施設	・津波、高潮等の異常気象発生時において、漁船等の漂流による漁港施設、集落内の各施設、集落住民等への被害を防止するために必要な漂流防止壁・柵や係船柱の強化等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するために必要なものとする。
③ 避難施設	・災害発生時又は災害の恐れがある場合において、集落住民等が安全で 円滑に避難をするための、避難階段、手すり、避難路、避難誘導標識、 避難誘導灯等の施設等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成す るために必要なものとする。
④ 異常気象情報観測施設	・異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するために必要なものとする。
⑤ 異常気象監視施設	・異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するために必要な ものとする。
⑥ 防災情報伝達施設	・災害発生時又は災害の恐れがある場合に、集落住民等への早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全情報電光掲示板、情報基盤施設等並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するために必要なものとする。

	なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への接続に必要な施設とする。
⑦ 災害時援助施設	・災害発生時又は災害の恐れがある場合に必要となる、安全が確保され た避難所、緊急物資保管庫等及びこれらに附属する設備で、当該施設を 構成するために必要なものとする。
⑧ 緊急時物資等輸送 施設	・災害発生時における緊急物資や住民等の輸送のために必要な、陸路・ 海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれらに附属する設備で、 当該施設を構成するために必要なものとする。
⑨ 非常用電源施設	・災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。
⑩ ①から⑨までの附帯施設	

注1)離島において、ウ「減災対策施設」のメニューを整備する場合に限り、その交付率は定額(5.5/10以内)とする。

(3) 附帯事業

上記 (1) 及び (2) の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う事業とする。

1 事業目的

漁港や漁村における、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する各種取組を支援 することにより、災害に強い漁業地域づくりの実現を図る。

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 事業実施期間

個々の施設の整備は単年度に完了することを原則とする。

イ 受益対象

以下に掲げる者を受益対象者とする。

- (ア) 本事業を実施しようとする地区において水産業の事業活動に従事する者
- (イ) 本事業を実施しようとする地区に居住する者
- (ウ) 本事業を実施しようとする地区への来訪者

ウ 施設の規模等

イに掲げる受益対象者の数、事業実施地区の面積、関係自治体の定める災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画等を勘案した上で計画するものとする。

エ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令 第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。)が5年以上のものとする。

オ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

カ 施設撤去費

施設撤去費は原則として交付対象外とする。(移設に係るものは除く。)

キ 交付の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費等の経費は、交付の対象としない。

ク 他の事業等からの切り替え

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本目標に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

ケ 事業実施完了後の適切な管理運営

事業実施主体は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

コ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体による事業については、交付対象としない。

(2) 施設の増設、併設、合体、改築及び改修の取扱い

ア増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と連接して、又は、既存施設と離れた位置に設置するものとし、連接による

設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既 存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築又は改修の場合も同様とする。

イ 併設

既存の施設(地方公共団体が指定する「津波避難ビル等」を含む。)に連接して、他の目的の施設を設置するものとし、 既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

ウ 合体

他種の施設整備を同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を同時に合一して行うものとし、 施設の目的及び利用を阻害しない場合であって、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が 区分され2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交 付の対象とする。

工 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、当該施設の利用状況が適切である別表1の施設であって、新築と比べて整備費の節減が図られる場合に限り交付の対象とする。

- (ア) 新築と比べて整備費の節減が図られること。
- (イ) 当該施設の利用状況が適切であること。

才 改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、別表1の施設であって、事業費の軽減が図られる場合に限り交付の対象とする。

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(4) 事業の実施及び指導監督

事業の実施に当たり、補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、事業実施主体に対し適正な指導監督を行うものと する。

(5) 事業費に関する取扱い

施設整備事業 (ハード事業) については、各事業計画ごとの総事業費が500万円を超える場合に限り交付の対象とし 1施設当たりの上限額は、原則的に国庫交付金額3億円を上限とする。また、防災対策推進事業 (ソフト事業) について は、別表1の実施要件に掲げる地区ごとの上限額は、原則的に国庫交付金額1,000万円を上限とする。

- 3 各事業メニューの内容、実施要件、事業実施主体等
- (1) 各事業メニューの内容、実施要件

別表1に掲げるとおりとする。

(2) 各事業メニューの事業実施主体

別表2に掲げるとおりとする。

(3)費用・便益分析に関する特別の扱い

本事業における対象施設については、B/C=1とみなすことができる。ただし、施設整備により災害時の安全を確保することを想定する受益の対象者数や範囲等について明らかにすること。

4 附帯事務費

本事業の指導監督に必要な都道府県及び市町村の附帯事務費の取扱いは次のとおりとする。

(1) 附帯事務の内容

- ア 交付申請等交付金に関する事務
- イ 事業の実施設計等事業実施に関する事務

(2) 附帯事務費の内容等

- ア 経費の内容は、間接事業の実施に対する指導又は監督に必要な経費とする。
- イ 都道府県附帯事務費は、事業費の1.7%を上限として算定する。
- ウ 市町村附帯事務費は、事業費の0.4%を上限として算定する。

事業メニュー	事業内容	実施要件
(1)施設整備事業(ハー		以下に掲げるいずれかの要件
ド事業)		を満たす集落を対象とする。た
		だし、(1)及び(2)のうち
①津波漂流防止施設	津波、高潮時の異常気象発生時において漁船等の漂流による	④の事業メニューを実施する場
	漁港施設、集落内の各施設、集落住民等への被害を防止するた	合には、災害に強い漁業地域づ
	めに必要な漂流防止壁・柵等及びこれらの附属設備の整備。	くり事業実施要領(平成7年4
②避難施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合において、集落住民	月1日付け7水港第1070号
	等が安全で円滑に避難をするための避難施設、避難路、避難階	農林水産事務次官依命通知)に
	段、手すり、避難誘導標識、避難誘導灯等及びこれらの附属設	基づく事業基本計画を策定した
	備の整備。	地区とする。
	なお、避難施設に限り、下部スペース等を有効に活用するた	ア 漁港漁場整備法(昭和25
	めに必要な環境整備を可能とする。	年法律第137号)に基づき
③異常気象情報観測施設	異常気象の観測を行うために必要な、気象・海象観測装置及	指定された漁港及びこれらの
	びこれらの附属設備の整備。	漁港の背後に位置する集落
4 異常気象監視施設	異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要	
	な監視カメラ等及びこれらの附属設備の整備。	67号)の対象となる漁業集
□⑤防災情報伝達施設	災害発生時又は災害のおそれがある場合に、集落住民等への	落
	早期の災害情報の伝達及び避難指示等に必要な防災無線、安全	
	情報電光掲示板、情報基盤施設等及びこれらの附属設備の整備。	
	なお、情報基盤施設とは、災害情報の収集・整理・提供に必	
	要なシステム、集中制御装置、光ファイバー等の伝送施設、漁	
	業関係機関等公的機関の情報受発信装置及び他の情報基盤への	
	接続に必要な施設とする。 災害発生時又は災害のおそれがある場合に必要となる、安全	
0 火音时级 功 旭 政	が確保された避難所、緊急物資保管庫等及びこれらの附属設備	
	の整備。	
⑦緊急時物資等輸送施設	災害発生時における緊急物資や住民等の輸送のために必要	
O K IE W K Y THIN E IE K	な、陸路・海路・空路を確保するための簡易な施設等及びこれ	
	らの附属設備の整備。	
⑧非常用電源施設	災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれ	
	らの附属設備の整備。	
⑨既存の共同利用施設の	既存の共同利用施設の耐震化及び共同利用施設(給油施設及	
耐震化・耐浪化	び電源設備に限る。)の耐浪化(移設を含む。)。	
⑩①から⑨の附帯施設		
(2)防災対策推進事業(ソ	①津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害	
フト事業)	シミュレーション等の見直し・策定に係る経費	
	(浸水想定区域調査、耐震調査及び避難路調査等)	
	②研修等の啓発活動、当該地区の防災対策の検討に係る関係者	
	協議等、当該地区の自主的な防災・減災への取り組みに係る	
	経費	
	③既存の共同利用施設の耐震診断	
	④その他事業目的達成のために (1) 施設整備事業と一体とな	
	ってその効果を増大させるため実施する必要があると認めら	
	れるもの	

	事業実施主体
①都道府県	
②市町村	
③水産業協同組合	

(参考様式第1号)

番号年月

水産庁長官 殿

都道府県知事 印

○○県における特認離島の認定について(協議)

このことについて、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)の第2の1の(1)のイの(イ)に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 認定対象地域
- 2 認定理由

(参考様式第2号)

番号年月

都道府県知事 殿

水産庁長官 印

○○県における特認離島の認定について (通知)

このことについて、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)の第2の1の(1)のイの(イ)に基づき、下記のとおり通知する。

記

(調整結果を記入)

(参考様式第3号)

番号年月

都道府県知事 殿

市町村長 印

市町村離島漁業集落活動促進計画認定(変更)申請書

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)の第2の1の(2)のウの(ア)に基づき、市町村離島漁業集落活動 促進計画を添えて申請する。

(参考様式第4号)

○○市(町村)離島漁業集落活動促進計画

平成○○年○月○日策定

(記載例)

※本様式はあくまで、記載例であり、これを参考として各市町村で作成するものとする。

1 趣旨

湧昇流に恵まれ、自然海岸や藻場が広がる○○市(町村)の海域は、良好な自然環境を有しており、○○市(町村)の漁業者にとって貴重な漁場であり、これまで、○○市(町村)の漁業者がこれらの海域環境を適切に管理することにより、これを保全するとともに周辺水域の有効利用を図ってきた。しかしながら、漁業が基幹産業である○○市(町村)においても、漁業者の減少や高齢化が進んでおり、このまま放置すれば、○○市(町村)の漁業は一層衰退し、○○市(町村)の水産業・漁村における多面的機能も失われていく懸念がある。

このため、〇〇市(町村)は、漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じて集落機能を再編し、必要な場合には既存の慣行を見直し、漁場の合理的な利用や新技術・漁法の導入等に取り組める環境を整えるとともに、漁場環境の保全活動を継続的に実施する必要があることから、その取組の継続を下支えするために離島漁業再生支援交付金(以下「交付金」という。)を実施するものとする。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、本計画においては、地域の漁業の振興方向、集落協定の共通事項等について定めるものとする。

2 対象区域、漁業集落及び地域の漁業の現状

- (1)対象とする区域(一般離島、特認離島、平水区域内外、航路距離の記載を行う。) 対象区域は別紙のとおりとする。
- (2)漁業集落

漁業集落は別紙のとおりとする。

(3)地域の漁業の現状 地域の漁業の現状は別紙のとおりとする。

3 漁業の振興方向に関する目標

将来における持続的な漁業再生活動を可能とするため、現状と5年後の漁業の振興方向に関する目標を定め、これらの目標の達成のための施策を講じるとともに、集落協定においては、 以下の目標の中から集落で取り組む事項を選択させる。

(1) 地域の漁業の方向に関する目標

(例)

(2)~(4)を行うことにより、地域の漁業を活性化し、漁業就業者数を維持させる。

	平成22年4月現在	平成27年4月 目標
漁業就業者数	000人	000人
うち主業的漁家数	○○漁家	○○漁家

(注)本目標については、集落人口、漁業世帯数、漁業経営体数、漁業就業者数、主業的漁家数、漁業生産量のべ操業日数、漁業生産額、平均漁家所得、漁場管理活動の回数の維持等定量的な指標を選定することとする。

(2)漁場利用に関する事項

(目標)

漁場における操業ルールの見直し。

(取組)

地域の労働力を勘案し、一本釣り、刺し網漁業と採貝・採藻漁業の高齢化は無視できない状況にあることから、相互の連携を強化するとともに、操業ルールの見直しにより漁場利用の合理化を図る。

(3)漁場の生産力の向上に関する事項

① 種苗放流

(目標)

種苗放流尾数をマダイについて \bigcirc ○尾 (H22年度)から \bigcirc ○尾 (H26年度)に増大、アサリについて \bigcirc ○個 (H22年度)から \bigcirc ○個 (H26年度)まで増大。

(取組)

地域全体で、マダイの種苗放流を実施。D集落においては、アサリの放流を実施。

② 漁場の管理・改善

(目標)

漁場の害敵生物を○○匹/m²(H22年度)から○○匹/m²(H26年度)に減少。

(取組)

漁場の回復のため、ヒトデの駆除、ウニの移植を実施。

③ 産卵場・育成場の整備

(目標)

人工イカ産卵礁(柴)を○○箇所毎年設置。

(取組)

イカ資源の保護育成を行うため、B集落において、人工イカ産卵礁を設置。

④ 植樹、魚付き林の整備

(目標)

植樹面積を○○m²(H22年度)から○○m²(H26年度)に維持。

(取組)

○○市○○町において、植樹を年2回実施。

⑤ 海岸清掃

(目標)

海岸清掃面積を〇〇m²(H22年度)から〇〇m²(H26年度)に増大。

(取組)

地域内で、年〇回海岸清掃を実施。

(4) 創意工夫を生かした取組に関する事項

(目標)

販売魚価を平均○○○円/kg(H22年度)から○○○円/kg(H26年度)に向上させる。

(取組)

流通経路の削減や出荷作業の軽減を図るため、集落毎に出荷時間を合わせた共同出荷に取り組む。朝市への共同販売、観光や学校給食との連携により、地産地消の取り組みを進めることで、地元消費に根ざした漁業を目指す。

(5) その他

(目標)

水産物加工の強化により付加価値向上や雇用の確保。

(取組)

○○漁協の△△加工場の稼働率向上を図り、イカの加工を強化する。

4 集落協定の共通事項

(1) 集落としての目標

漁業就業者数の推移(注:第3の(1)に定める目標を記載)に関する集落としての目標を定める。

(2)漁場利用に関する事項

集落における漁場利用に関する事項について記載する。

(3)漁場の生産力の向上に関する取組に関する事項

漁場の生産力を向上させるために、具体的に取り組む事項について記載する。なお、毎年 一つ以上の取組を選択して行うこととする。

(4) 集落の創意工夫を生かした取組に関する事項

離島漁業を再生させるための集落の創意工夫を生かした取組について記載する。なお、毎年一つ以上の取組を選択して行うこととする。

5 集落相互間の連携

対象行為を円滑に実施するとともに、集落活動の成果をより効果的なものとするため、○○により、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

6 関係機関との連携

○○市(町村)及び対象漁業集落は、漁業再生活動を実施するにあたって、関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合その他関係機関と連携しつつ行うものとする。○○市(町村)の連絡体制は別紙のとおりとする。

7 交付金の使用方法

○○市(町村)の交付金の使用方法については、次のとおり本市(町村)のガイドラインを 定めることとしたので、各対象漁業集落において、これを参考にして使用方法を定めることと する。

(1)○○市(町村)は、交付金を対象漁業集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次の(2)に対して支出する。

(2) 対象行為を実施するために要する経費

集落協定による共同取組活動を通じて、集落機能を再編するとの観点から交付金の額の概ね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

- ① 集落協定の管理体制における担当者の報酬や話合い、備品等に要する経費
- ② 漁場の生産力の向上に関する取組に要する経費
- ③ 集落の創意工夫を生かした取組に要する経費
- ④ その他雑費として市町村長が特に認める経費

8 交付金の返還等

(1) 交付金の返還

対象漁業集落において、集落協定で定められた対象行為に関する事項が遵守されていない 場合などには、当該対象漁業集落に対し、交付金の返還又は減額の措置を講ずることとする。 このような事態を防止するため、〇〇市(町村)は、指導等を行う。 また、集落協定に定めた計画の期間の終了後に、集落の預金口座等に交付金の残金が生じている場合は、当該残金の返還を求める。

(2) 不可抗力の場合の免責

自然災害その他やむを得ない事由により、集落協定により計画されている対象行為が実施されなかった場合は、不可抗力として返還は求めないが、災害等から復旧した場合を除き、 当該対象漁業集落については次年度以降の交付金の支払いは行わない。

9 集落協定の認定期限

○○市(町村)は○月○日まで当該年度の集落協定の申請を受け付け、△月△日(申請期限の1ヵ月後)までに認定を行う。認定した場合には、その旨、集落協定の代表者に通知する。

10 実施状況の公表

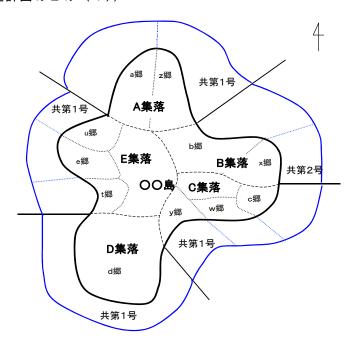
○○市(町村)は毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、地域の 漁業の方向に関する目標、漁場の生産力の向上の取組、創意工夫を生かした取組等の取組状況 等交付金の実施状況を公表する。

11 その他必要な事項

対象漁業集落は、集落協定に定められている事項の実施状況について○月○日までに報告するものとする。

※ 交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める第1から第10まで以外の事項について記載する。

1. 対象とする区域(〇〇市:〇〇島(一般離島:平水区域外、航路距離〇〇km)) (促進計画の2の(1))



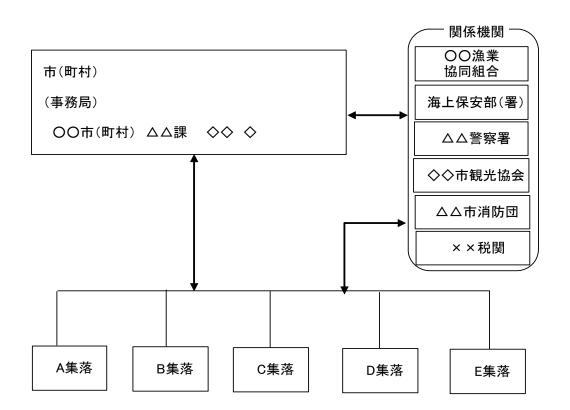
2. 漁業集落(促進計画の2の(2))

集落名	集落名
A集落	a 郷・ z 郷
B集落	b 郷・ x 郷
C集落	c郷・y郷・w郷
D集落	d 郷
E集落	e郷・t郷・u郷

3. 地域の漁業の現状(促進計画の2の(3))

漁業種類	漁家数	水揚量(トン)	生産額
定置網漁業	0	Δ	0
一本釣	0	Δ	0
刺網	0	Δ	0
魚類養殖	0	Δ	0
タコ漁業	0	Δ	0
採貝	0	Δ	0
採藻	0	Δ	0
地曳網	0	Δ	0
加工事業	_		0

4. 連絡体制(促進計画の6)



番号年月

市町村長 殿

都道府県知事 印

市町村離島漁業集落活動促進計画の認定について

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)第2の1の(2)のウの(イ)により認定したので通知する。

(参考様式第6号)

○○漁業集落規約

(名称)

第1条 この集落は、○○漁業集落(以下「集落」という。)と称する。

(区域)

第2条 この集落の区域は、○○県○○町○○郷及び○○郷とする。

(目的)

第3条 この集落は、構成員が行っている従来の漁業に加え、種苗放流、植樹、海岸清掃等の漁場の生産力の向上に関する取り組みを適切に行い、新たに、○○養殖業に共同で取り組むとともに、朝市・インターネット等による販路拡大を行うことにより、漁業所得の向上による集落を活性化することを目的とする。

(組織)

第4条 この集落は、別表にある漁業者30名、漁業世帯数25戸で構成する。

(代表及び主任)

- 第5条 この集落に代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役1名を置くこととし、代表、主任及び 監査役は構成員の互選による選任する。
 - 2 代表は、この集落を代表し、集落の業務を統括する。
 - 3 副代表は、代表が欠席等の際の代表代行として、集落を代表する。
 - 4 書記は、集落の業務の事務等を行う。
 - 5 会計は、責任者として事業の会計を行う。
 - 6 主任は、責任者として事業の管理運営を行う。
 - 7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

(会議)

- 第6条 集落の会議は、必要に応じ代表が招集する。
 - 2 集落の会議は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。
 - 3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の全会一致により決定するものとする。
 - 4 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員 全員に配布して確認するものとする。

(付議)

- 第7条 集落の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。
 - 一 集落の組織運営に関すること。
 - 二 施設及び機器等の設置並びに管理運営に関すること。
 - 三 事業経費の出資及び出資に対する利益の配分に関すること。
 - 四 漁場の生産力の向上と利用に関する話合いに関すること。
 - 五 種苗放流、植樹、海岸清掃等の漁場の生産力の向上の取組に関すること。
 - 六 ○○等の集落の創意工夫を生かした取組に関すること。
 - 七 その他集落の目標達成のために必要であること。

(雑則)

第8条 この規約で定めるものの他、必要な事項についてはその都度協議するものとする。

(参考様式第7号)

番号年月

市町村長 殿

集落協定代表者 印

離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定(変更)申請書

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)の第2の1の(4)のイにより認定を受けたい(変更したい)ので、集落協定を添えて申請する。

注:初めて認定を受けるときには、漁業集落規約及び協定対象漁業世帯から提出された漁業所得調書を併せて、提出すること。

(参考様式第8号)

集落協定(案)

〇〇市(町村)〇〇集落

認定:年 月 日

変更:年 月 日

変更:年 月 日

※本様式はあくまで記入例であり、これを参考として各集落で作成するものとする。

(記入例)

第1 本協定の趣旨

本集落協定者は、以下の海域を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組と創意工夫を生かした取組を実施することにより、地域漁業の活性化を図るとともに、集落の漁業生産活動によって発揮される多面的機能が確保されるよう、関係者が一致協力して、今後5年間に取り組むべき事項について定める。

第2 代表者、構成員の氏名及び住所、協定対象漁業世帯数並びに集落協定の管理体制 別紙リストのとおり

第3 計画期間 平成22年〇月〇日~平成27年〇月〇日

第4 対象漁業集落の地区及び対象とする海域

別紙海図のとおり

位置	A郷、B郷の地先
海岸線の区域	字Cと字Aの境界点と字Bと字Dの境界点の間
沖出しの長さ	5 0 0 0 m

[※]本表は別紙海図により海域の特定が十分になされていれば、省略することができる。

第5 対象漁業集落の目標

内容	現状	目標
漁業を活性化することにより、(漁業就		
業者数を維持・増加する)		

^{※ ()} については、促進計画で明らかにされた目標を記述

第6 今後の方向

- 1 これまで主体であった一本釣、刺網、定置網漁業に加え、新たに採貝藻漁業の規模を拡大し、これらを組み合わせた漁業の展開を図る。
- 2 これまで、A郷とB郷で別々に行ってきた漁場利用を共同で利用し、監視活動、保全活動 も共同で実施する。
- 3 また、若手グループによるB郷で実施しているブリの曲建網への取組について、必要な漁場の調整を行い、新規漁業の着業を推進する。

第7 漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項 (毎年1つ以上実施)

以下の項目から選択する(○印を記入)。

該当	具体的に取り組む事項	
	(1) ○○の種苗放流を実施する。	
	(2) タコ・ヒトデの駆除などの漁場の管理・改善を行う。	
	(3) イカ柴など産卵場・育成場の整備を行う	
	(4) 養殖漁場の水質改善を行う	
	(5) △△地域で植樹を行う	
	(6) △△海岸の清掃を行う	
	(7) 操業中に回収した海底ゴミを一時保管し、適切に処分する。	0
	(8) ××海岸の地先で海底清掃を実施する。	
	(9) 操業秩序の維持・密漁防止のため、漁場監視を実施する。	
	(10) その他()	

第8 創意工夫を生かした取組に関する事項 (毎年一つ以上実施)

1 取組内容

該当	項目	具体的な取組み事項
	・新たな漁具・漁法の導入	
	・新規漁業の着業	
	・流通体制の改善	
	• 販路拡大	
	・その他	

2 年次計画

(取組内容:

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
具体的な取組					

)

第9 交付金の使用方法

内 容	金	額
(1) 集落協定の管理体制における担当者の報酬		
(2) 交付事務の委託料		
(3) 話合い・備品に関する経費		
(4) 漁場の生産力の向上に用いる経費		
(ア) 種苗放流		
(イ) 漁場の管理・改善		
(ウ) 産卵場・育成場の整備		
(工) 水質維持改善		
(オ) 植樹、魚付き林の整備		
(カ) 海岸清掃		
(キ) 海底清掃		
(ク) 漁場監視		
(ケ) その他		
(5) 創意工夫を生かした取組に要する経費		
(6) その他雑費		

※その他雑費については、市町村長が事業の実施上特に必要と認める経費に限る。

第10 連絡体制

(集落代表者氏名)(連絡先)

(集落副代表者氏名)(連絡先)

第11 その他必要な事項

集落の実情に応じて、集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

1 構成員リスト (協定の第2)

							ı	1
役職名	氏名	年齢	住所	漁業種類	漁業経営者	漁業従事	6 5 才未	確認印
						者	満である	
							漁業者	
代表者	000	○○歳	〇〇市	一本釣	0		0	
			A郷△△					
書記担当	000	○○歳	〇〇市	定置		0		
			A郷××					
会計担当	000	○○歳	〇〇市	刺網、	0		0	
			В郷□□	採貝藻				
	000	○○歳	〇〇市	一本釣	0		0	
			В郷●●					

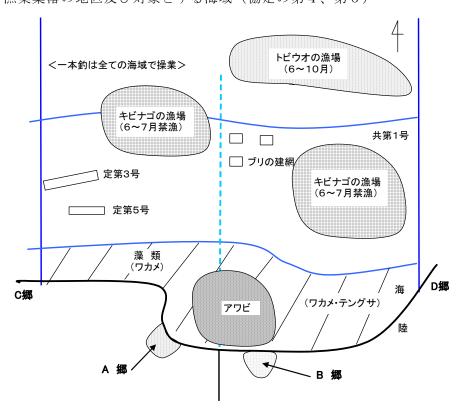
協定対象漁業世帯数:25世帯

注1:協定対象漁業世帯数は、当該事業年度の4月1日の漁業世帯数とする。

2:本協定に同意するもののみを記載し、必ず確認印を付すものとする。

3:参加漁業世帯は、代表者氏名を記載する。

2 漁業集落の地区及び対象とする海域(協定の第4、第6)



漁業所得調書

氏名住所電話番号

漁業世帯における漁業就業者一人あたりの漁業所得

漁業所得①	漁業就業者数②	1)/2

注:漁業所得調書には、漁業所得額を証明する書類を添付する。

(参考様式第10号)

番号年月

集落協定代表者 殿

市町村長印

離島漁業再生支援交付金に係る集落協定の認定書(変更認定書)

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)の第2の1の(4)のイに基づき、平成〇年〇月〇日付けで提出された集落協定(の変更)を認定したので通知する。

番号年月

市町村長 殿

対象漁業集落の代表者
印

離島漁業再生支援交付金実施状況報告書

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)の第2の1の(6)の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

実施 状 況 報 告 書

I.対象漁業集落名及び代表者名 集落名 代表者名

- Ⅱ. 集落目標の現状
- Ⅲ. 漁業再生活動の実施状況
 - 1 漁場の生産力向上と利用に関する話合い
 - 2 漁場の生産力の向上に関する取組
 - 3 集落の創意工夫を生かした取組
- Ⅳ. 集落が行った取組に対する効果

注1:Ⅱの「集落目標の現状」には、集落協定で定めた集落としての目標の現状を記載する。

2:Ⅲの「漁業再生活動の実施状況」の記載内容等については、別記3のとおりとする。

3:Ⅳの「集落が行った取組による効果」には、各取組ごとの効果を記載する。

(参考様式第12号)

漁業再生活動確認野帳

対象漁業集落について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

現 地 確 認 日	平成	年	月	日
現 地 確 認 者				印
現地確認立会人				印

1. 交付の適否

適・否

2. 対象漁業集落

漁業集落	名	
代 表 者	名	
住	所	

3. 漁場の生産力の向上に関する取組

確認する事項	適否	備考
	適・否	

4. 集落の創意工夫を生かした取組

確認する事項	適否	備考
	適・否	

注1:協定ごとに作成する。

2:3、4の「確認する事項」には、集落協定で定められている事項の実施状況を確認するため、現地確認において、確認すべき事項を記載する。

3: 3、4の「備考」には、「否」と判定した場合にその理由を具体的に記入する。

番号年月

水産庁長官 殿

都道府知事 印

離島漁業再生支援交付金所要額調書

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知)の第2の1の(12)の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

集落協定の締結状況

(単位:件、世帯、円)

区分	協定締結見込数	協定対象漁業世帯見込数	漁業集落への 交付見込額
一般離島			
特認離島			
計			

交 付 金 支 払 調 書

- 1. 交付金支払日
- 2. 交付対象漁業世帯数

協定対象漁業世帯数	
	世帯

3. 交付額

支払先 (集落の代表者)		交付額(円)	振込先	摘要
住所	氏名			